



皆さんと身近につながっています

2022

令和4年版

法務省

法務省は、皆さんと 身近につながっています。

私たちが社会生活を営んでいくためには、ルールが必要です。

親子・兄弟などの親族関係の整理・登録や、家に安心して住むことができること、頼んだ材料が手に入れられることなどが、きちんとルール付けされていなければなりません。

また、他人を傷つけたり、物を盗むような行為をした人がきちんと処罰されることも、この社会を保つために欠かせない仕組みです。

法務省は、このような社会における基本的なルールを定めるとともにそのルールがきちんと守られるような司法の基本的な仕組みや、刑罰を受けた人の社会復帰を援助するための制度、登記・公証のような権利の実現を助ける制度の運営に携わっています。

また、出入国が適切に行われるようにすること、人権が尊重されるよう努めたりすること、さらに、社会の安全を守るために必要な調査等を行うことなども、法務省の大事な仕事です。



Contents

法務省のあらまし

機構, 沿革, 定員と予算	3
組織のあらまし	5
本省内部部局	
特別の機関(検察庁)	6
施設等機関	
外局(出入国在留管理庁・公安調査庁・公安審査委員会)	9

01 「世界一安全な日本」を目指して

「世界一安全な日本」の構築に向けて	11
再犯防止に向けた総合対策とは	
対象者の特性に応じた指導の強化	12
社会における「居場所」と「仕事」を作る	
宣言「犯罪に戻らない・戻さない」	13
～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～	
薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策	
～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～	
再犯の防止等の推進に関する法律・再犯防止推進計画	14
再犯防止推進計画加速化プラン	
～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～	
安全・安心の確保に向けた取組	15
犯罪被害者等の支援	16
法務省における児童虐待防止に係る取組	

02 出入国在留管理

円滑かつ厳格な出入国審査	17
外国人の適正かつ円滑な受入れ	
安全・安心な社会の実現に向けた	19
不法滞在者対策の推進	
難民の適正な保護	
共生社会の実現に向けた取組	

03 司法制度改革の推進

司法制度改革の成果の定着	21
法令外国語訳の推進	22
時代に即した新たな刑事司法制度の構築	
法教育の充実・発展	
裁判員制度	23

04 国民の基本的な権利の実現のために

法務局	24
あなたの権利を示す制度	
民事基本法制の整備	28
人権擁護(人権相談, 調査救済, 人権啓発等)	29
法律サービス関連	31
日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度	32

05 適正な刑事政策の遂行

成人による刑事事件の流れ	33
少年非行の処理	35
更生保護とは	37
心神喪失者等医療観察制度に基づく取組	38
民間協力者の活動の推進	39
矯正施設における処遇等の充実・強化	40
少年矯正の運営強化	

06 司法外交

法務省が進める「司法外交」と今後の展望	41
第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 kongress)の成果展開	
国際協力の推進	42
国際仲裁の活性化	43
国際的な法的紛争解決に関する取組強化	
法務省職員の海外での活躍	

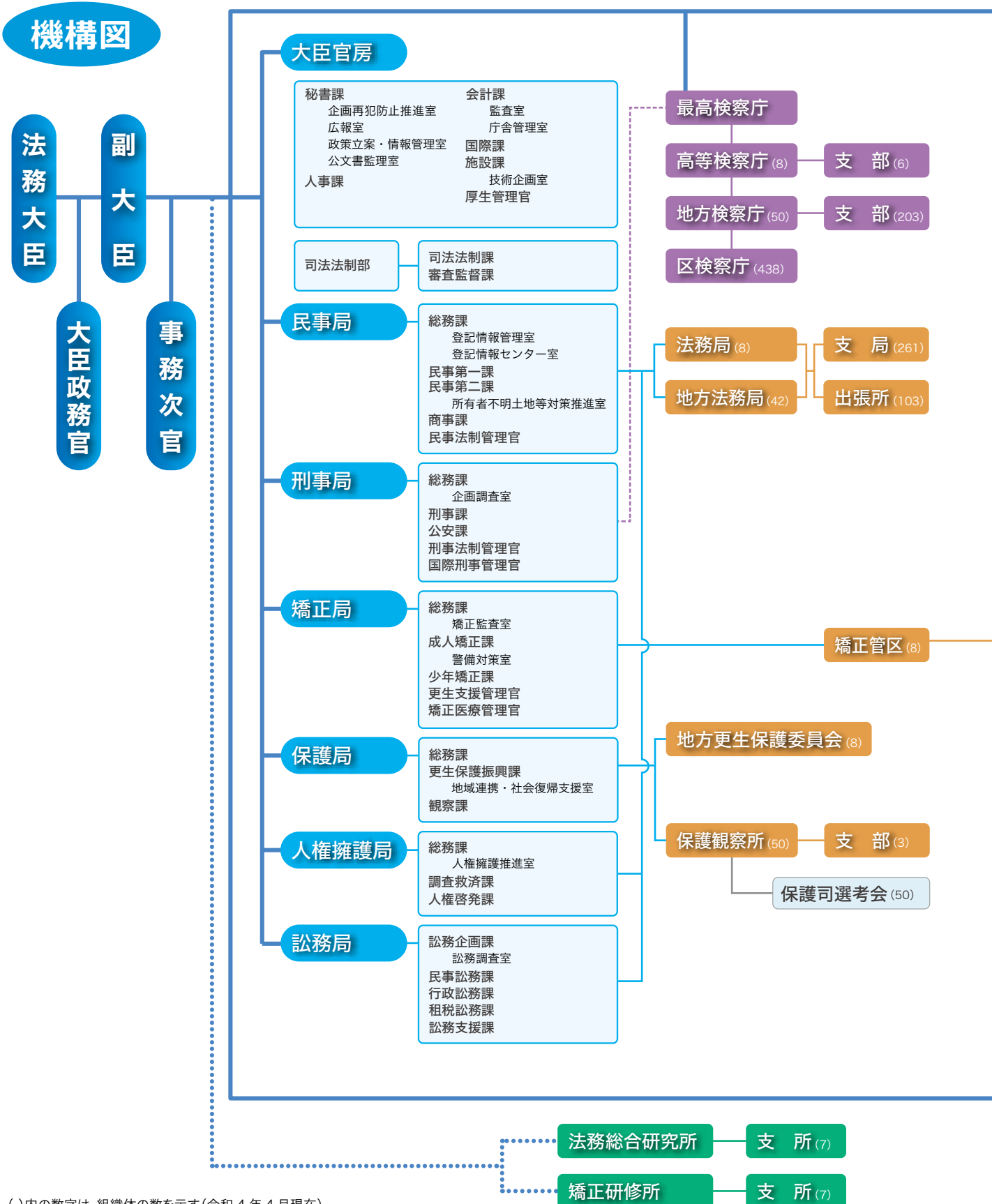
07 国の訴訟などの統一的かつ適正な処理

訟務	44
資格・採用	
資格試験	45
採用試験	46
法務省は、皆さんの暮らしとつながっています。	47

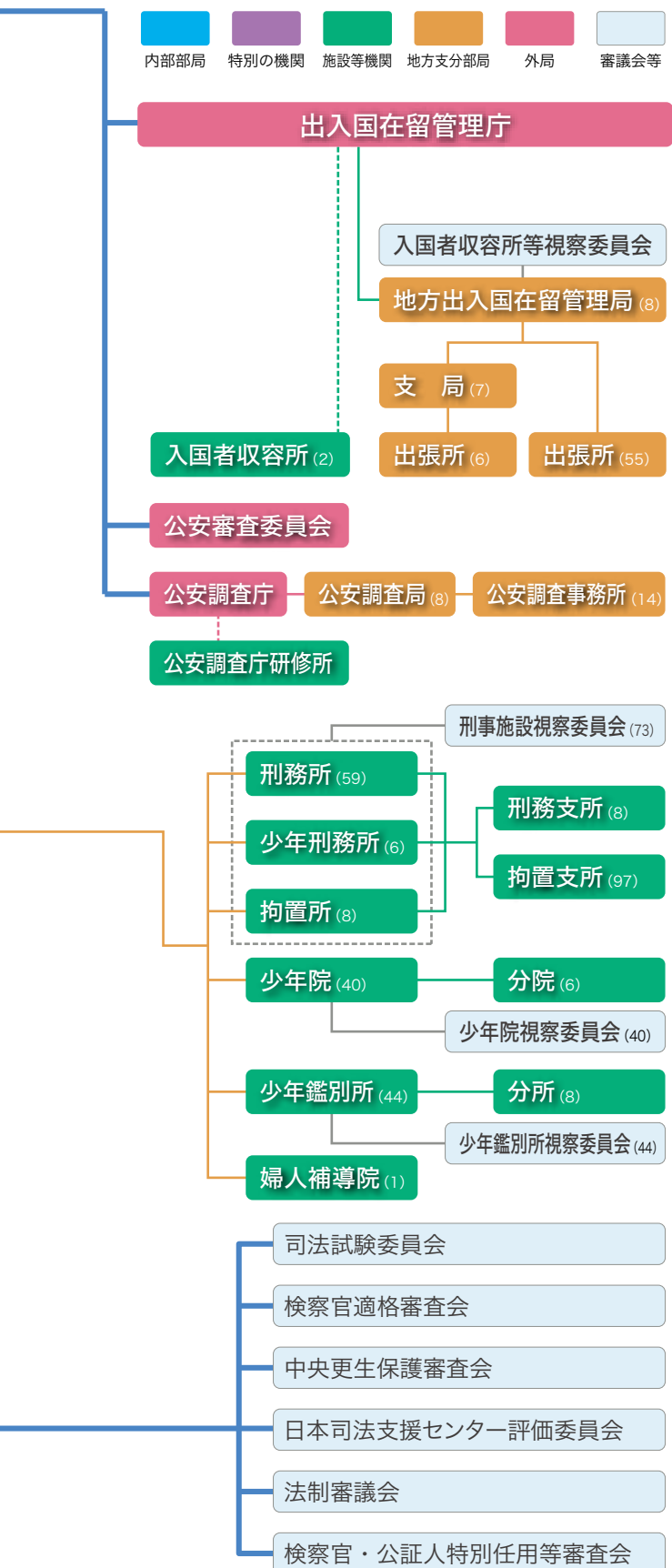
法務省をもっと身近に!

●見学 法務史料展示室・メッセージギャラリー	49
法務省へ行ってみよう!	50
●主な週間・月間行事	51
●Kids Room きっずるーむ	53

機構図



()内の数字は, 組織体の数を示す(令和4年4月現在)



沿革

- 明治 4年 ● 司法省設置
- 昭和22年 ● 司法省から分離され、最高裁の所管に移管
- 昭和23年 ● 法務庁設置(司法省廃止)
- 昭和24年 ● 法務府に改称(3長官, 11局制)
- 昭和27年 ● 法務省に改称(大臣官房, 7局制)
- 平成13年 ● 中央省庁組織改編(大臣官房, 6局制)
- 平成27年 ● 訟務局の新設(大臣官房, 7局制)
- 平成31年 ● 出入国在留管理庁の新設(大臣官房, 6局制)

定員 (令和4年度)

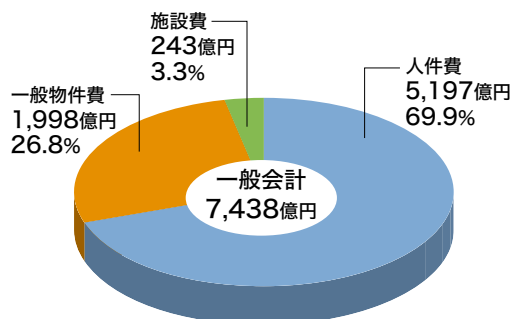
機関名	定員
法務本省	824人
法務総合研究所	84人
法務局	8,918人
検察庁	11,863人
矯正官署	23,598人
更生保護官署	1,828人
出入国在留管理庁	6,181人
公安審査委員会	4人
公安調査庁	1,740人
計	55,040人

(注)法務本省には、特別職を含む。

予算 (令和4年度)

令和4年度における法務省の予算額は、一般会計が7,438億円で、東日本大震災復興特別会計が、2億円です。

一般会計のうち約69.9%が人件費です。



●本省内部部局

大臣官房

▶秘書課

法務大臣等の秘書関係、各部局の所管行政の総合調整、国会関係、広報等の事務を行っています。

▶人事課

職員の定員、任免等の人事に関する事務のほか、司法試験委員会の庶務及び試験等の実施事務等を行っています。

▶会計課

法務省全体の予算の作成、執行、決算、会計の監査等に関する事務及び本省の収入、支出等に関する事務を行っています。

▶国際課

国際関係事務についての基本的な政策の企画立案、総合調整、国際会議の開催、外国政府職員による表敬対応等の事務を行っています。

▶施設課

法務省が所管する施設の整備・管理に関する事務及び外国の矯正施設の整備に関する国際協力を行っています。

▶厚生管理官

共済組合に関する事務、職員の福利厚生及び能率増進、年金、災害補償に関する事務を行っています。

▶司法法制部

司法制度に関する調査研究や法令案の作成、法令・判例や法務に関する資料の収集・整備・編さん・刊行、法制審議会の運営、法務図書館の運営、法務史料展示室・メッセージギャラリーの運営、法務省の所掌事務に係る統計に関する事務、総合法律支援に関する事務、法教育に関する事務、弁護士資格認定に関する事務、外国法事務弁護士に関する事務、債権管理回収業の許可・監督に関する事務、民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務を行っています。

民事局

登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、公証、司法書士、土地家屋調査士の各制度に関すること、また民法、商法、民事訴訟法など民事法制に関する企画及び立案等の事務を行っています。

刑事局

刑法、刑事訴訟法などの刑事法制に関する企画及び立案に関すること、検察に関すること、犯罪人の引渡しや国際捜査共助に関することなどの事務を行っています。

矯正局

矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)の保安警備、作業、教育、鑑別、医療、衛生など被収容者に対する処遇に関する事務、矯正に関する法令案の作成に関する事務、矯正施設の組織・運営に関する事務、国際受刑者移送法に関する事務などを行っています。

保護局

更生保護に関する事務として、矯正施設に収容されている人の仮釈放等に関する事務、保護観察に付された少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などの保護観察に関する事務、犯罪予防活動に関する事務、恩赦に関する事務、更生保護における犯罪被害者等施策に関する事務などを行っているほか、心神喪失者等医療観察法に基づく地域社会における処遇等に関する事務などを行っています。

人権擁護局

国民の基本的な人権を擁護するため、人権相談、人権侵犯事件の調査救済、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っています。地方の実施機関として、法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課が置かれているほか、全国の市町村(特別区を含む)に、法務大臣が委嘱した人権擁護委員を配置しています。

訟務局

国を当事者とする国家賠償訴訟、行政訴訟などの訴訟事務や、行政機関の求めに応じ、法的紛争に発展するおそれのある案件について法的な助言を行う「予防司法支援」事務を行っています。地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人を当事者とする訴訟のうち、国の利害に関係があると認められるものも、求めに応じて追行しています。

● 特別の機関（検察庁）

検察庁

検察庁は、検察官の行う事務を統括するところで、最高検察庁（東京）、高等検察庁（東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松）、地方検察庁（都道府県庁所在地・函館・旭川・釧路）、区検察庁（全国主要市区町）があるほか、必要に応じて高等検察庁、地方検察庁に支部が置かれています。

検察庁では検察官（検事総長・次長検事・検事長・検事・副検事）、検察事務官などが執務しています。

検察官

検察官は、刑事事件について、捜査や起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか、公益の代表者として民法など各種の法律により数多くの権限を与えられています。

検察は、国家社会の治安維持に任ずることを目的とするものであり、検察権の行使に当たっては、常に厳正公平、不偏不党を旨とし、また、事件処理の過程では人権を尊重すべきことを基本としています。



内容については、法務省ホームページ

検察の意義や役割について

説明したパンフレット

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_index.html
に掲載しています。



検察庁における被害者支援のための

各種制度について分かりやすく説明したパンフレット

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html
に掲載しています。



● 施設等機関

刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）

刑事施設には、懲役受刑者、禁錮受刑者などを収容する刑務所、少年受刑者などを収容する少年刑務所、被告人、被疑者など、主に刑の確定していない未決拘禁者を収容する拘置所があります。

受刑者の処遇は、その改善更生や円滑な社会復帰を図ることを目的としています。そのため、個々の受刑者の人格特性や社会適応について科学的な調査を行い、これに基づいて個々の受刑者に適した施設に収容しています。施設においては、個々の受刑者に最も適した処遇計画を立て、各種作業、職業訓練、改善指導、教科指導などを行っています。

また、市原刑務所、大井造船作業場（松山刑務所所管）などで受刑者の開放的処遇を実施するなどして、積極的に新しい処遇方法を取り入れています。

未決拘禁者の処遇は、被收容者の基本的人権を尊重しながら、身柄の確保、証拠隠滅の防止などを図ることにより、円滑な訴訟の遂行に寄与することを目的としています。



府中刑務所

少年鑑別所

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに、家庭裁判所が行う少年に対する審判等のため、医学、心理学、教育学等の専門的な知識に基づいて、鑑別を行っています。鑑別は、面接、心理検査、行動観察のほか、必要に応じて精神医学的検査・診察などを実施することにより、心身の状態を調査・診断し、非行の原因を解明して改善更生のための処遇指針を立てるものです。

また、保護処分等の執行のため、少年院の長、保護観察所の長等の求めによる鑑別も実施しています。

さらに、地域社会における非行及び犯罪の防止のため、非行、いじめ、家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に対し、専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。



大阪少年鑑別所



少年鑑別所における心理テストの様子(イメージ図)

少年院

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し、矯正教育等を行っています。矯正教育は、在院者一人一人の特性に応じた目標、内容、実施方法及び期間等を具体的に定めた個人別矯正教育計画を策定し、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導を組み合わせで行います。また、社会復帰支援として、出院後に自立した生活を行うことが難しい者に対し、修学・就労の支援、帰宅先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。



加古川学園・播磨学園



問題行動指導の様子

婦人補導院

婦人補導院は、売春防止法違反の罪を犯したため補導処分の言渡しを受けた成人の女子を収容して、これを更生させるために必要な補導として、被収容者の特性に応じた生活指導、職業補導などを行っています。

法務総合研究所

法務総合研究所は、①刑事政策及び法務省所管事項に関連する研究、②法務省の職員に対する各種研修、③アジアを中心とした諸外国に対する刑事・民事両分野における国際協力等と多岐にわたった業務を行っています。

法務総合研究所の業務

■ 研究

犯罪の防止・抑制に有用な施策の立案や法務省の業務に役立つための研究を行い、その成果を刑事政策の基礎資料となる「犯罪白書」や、犯罪動向・犯罪者の処遇に関する個別具体的な問題をテーマにした「研究部報告」として取りまとめ公表しています。



犯罪白書
ホームページ

■ 研修

法務省職員(矯正関係職員・出入国在留管理庁職員・公安調査庁職員を除く。)に対する各種研修を行っています。これらの研修では、それぞれの職務に応じて、法務省職員として必要となる知識及び技能を修得させるため、講義・討論・演習など様々な研修科目を取り入れています。これらの研修を通じて、近年、多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指しています。

■ 国際協力

[国連アジア極東犯罪防止研修所の運営]

国際連合との協定に基づき、1962年(昭和37年)に開設された国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)を運営し、刑事司法及び犯罪者処遇に携わる世界各国の刑事司法実務家向けの研修や、国連の政策の立案と実施への協力を行っています。



UNAFEIの国際研修におけるグループワークの様子

[法制度整備支援]

支援対象国の法律実務家等を日本に招いて研修を実施したり、現地に派遣した専門家による助言・セミナーの開催などを行っています。これまでにベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアなどに支援を行っています。

国際協力については、p.42の「国際協力の推進」のページを参照してください。



インドネシア本邦研修の様子

矯正研修所

矯正の事務に従事する職員に対する職務上必要な研修を行っているほか、矯正に関する効果検証等を行っています。

沿革 ●明治23年に設立された内務省監獄官練習所を前身とする由緒ある研修所であり、公務員の研修機関としては、長期の歴史・伝統を有しています。



矯正研修所



研修風景リモート(講義・受講)

●外局（出入国在留管理庁・公安調査庁・公安審査委員会）

出入国在留管理庁

出入国在留管理庁は、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）に基づき、我が国に入国又は我が国から出国する全ての人の出入国と我が国に在留する外国人の在留の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を行い、また、外国人の受入れ環境整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行っています。

出入国在留管理庁の業務

■ 出入（帰）国の管理

我が国へ上陸しようとする外国人は、免除対象者を除き個人識別情報（指紋及び顔写真）を提供するとともに、入国審査官からインタビューを受けます。入国審査官は、外国人が所持する旅券及び査証が有効であること、我が国において行おうとする活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格に該当し、一定の在留資格については省令に定める基準に適合していること、上陸拒否事由に該当しないことなどの、上陸のための条件に適合しているかどうかの審査を行い、これらの条件に適合すると認められたときに上陸を許可します。また、出国しようとする外国人に対しては、出国の確認を行います。

さらに、日本人の出帰国についても、入国審査官がその事実の確認を行っています。

■ 外国人の在留管理

我が国に在留する外国人は、上陸時に決定された在留資格及び在留期間に基づいて活動することが認められます。在留中の外国人は、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、資格外活動の許可、再入国の許可などを受けようとする場合、地方出入国在留管理局で手続を行う必要があります。外国人の日本における在留を認めるに当たっては、日本国民の利益や我が国の治安維持等に配慮し、適正な在留管理に努めています。

なお、平成24年7月からは、中長期在留者の在留管理制度が導入され、我が国に中長期間在留する外国人に対し、新規の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に関する許可に伴い、在留カードを交付しています。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間等の事項が記載されます。

■ 退去強制

我が国に在留する外国人の中には、不法入国や不法上陸した人、上陸許可を受けて入国したものの、在留期間を経過して不法残留をしたり、在留資格等によって認められた活

動以外の活動を行っている人、あるいは一定の刑罰に処せられた人など、我が国の社会にとって好ましくないと認められる人がいます。出入国在留管理庁では、これらの人々に対し、違反調査、違反審査及び口頭審理等を通じ、事実関係を確認するほか、外国人の情状をくみ取るための手続を慎重に行い、退去強制事由に該当するか否かの決定を行い、その結果、国外に退去強制することが決まった人を送還するまでの一連の手続を行っています。

なお、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外に退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

また、入管法に違反した人のうち、一定の要件を満たす人については、出国命令により簡易な手続で出国することができます。

■ 難民の認定

我が国は、難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書に加入し、これらの条約等は昭和57年1月1日に、我が国において発効し、同条約等に定められている各種の保護措置を難民に保障することになりました。

難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

出入国在留管理庁では、日本にいる外国人からの申請に基づき、条約上の難民である者に対する難民の認定、難民と認定された者に対する難民旅行証明書の交付及び空港港において、庇護を申請する外国人で難民に該当する可能性がある者に対し、一時的な入国・滞在を認める「一時庇護のための上陸の許可」などの事務を行っています。

■ 外国人の受入れ環境整備に関する総合調整等

外国人の受入れ環境の整備に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整については、「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）に基づき法務省が行うこととされ、平成31年4月から出入国在留管理庁が行っています。

具体的には、内閣官房とともに「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催したり、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の取りまとめをするなどの業務を行っています。

公安調査庁

公安調査庁は、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき、破壊的団体等の規制に関する調査及び処分の請求等に関する事務を一体的に遂行するための行政機関です。

また、我が国の情報コミュニティのコアメンバーとして、調査の過程で収集・分析した我が国の公共安全に関わる国内外の情報・資料を、適時・適切に関係機関に提供することにより、政府の危機管理、外交及び安全保障等の重要施策の推進に貢献しています。

公安調査庁の業務

■ 団体規制

我が国には、地下鉄サリン事件等を引き起こしたオウム真理教の後継団体や、テロ・ゲリラ等の違法行為を繰り返してきた過激派、右翼団体のほか、朝鮮総聯等、公共安全に影響を及ぼすおそれのある多くの団体・勢力が存在しています。公安調査庁は、「破壊活動防止法」に基づいて、暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体について調査し、その結果、規制の必要があると認められる場合には、公安審査委員会（p.10参照）に団体活動の制限や解散の指定の処分の請求を行います。また、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づいて、過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、公安審査委員会に観察処分や再発防止処分の請求を行うとともに、観察処分に付された団体からの報告徴取や当該団体の施設への立入検査のほか必要な調査を行います。



立入検査の様子

■ 観察処分の現状

公安調査庁は、いわゆるオウム真理教（「Aleph」、山田らの集団）及び「ひかりの輪」を中心に活動）の活動実態を明らかにするため、同団体に対する観察処分を適正かつ厳格に実施しています。同団体に対する調査や立入検査によって、団体名を秘匿した勧誘活動を行うなどして新規構成員を増加させていることや、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を求める指導を維持するなど、同団体が依然として無差別大量殺人行為に及び危険性を保持していることが確認されています。

■ 情報貢献

我が国及び国民の安全をめぐっては、北朝鮮による核・ミサイル開発、日本人拉致問題、中国による軍事力の広範かつ急速な近代化、国際テロ及びサイバー攻撃の脅威、大量破壊兵器の拡散、懸念国による情報窃取など多くの事象が存在しており、注視していく必要があります。とりわけ、我が国の領土や海洋権益をめぐって、周辺諸国等との間に緊張が高まる事態が続発しているほか、様々な経路を通じた先端技術等の流出や外国資本による重要施設周辺等の不動産取得事案などといった経済安全保障上の諸課題に対する政府・関係機関の関心が極めて高くなっています。これらの関連情報を収集・分析し、国家安全保障会議を始めとした関係機関に提供することは、公共安全の確保を図ることを任務とする公安調査庁にとって極めて重要な業務となっています。

■ 官民連携に向けた取組

公安調査庁では、懸念国への技術流出の実態、国際テロ等について関連情報の提供を強化しており、民間企業・経済団体等に対して、長官等が講演を実施しています。また、経済安全保障やサイバー攻撃の脅威に関するリーフレット、「国際テロリズム要覧」などの資料を積極的に公表（p.15参照）・提供することで、企業等に注意喚起を行っています。

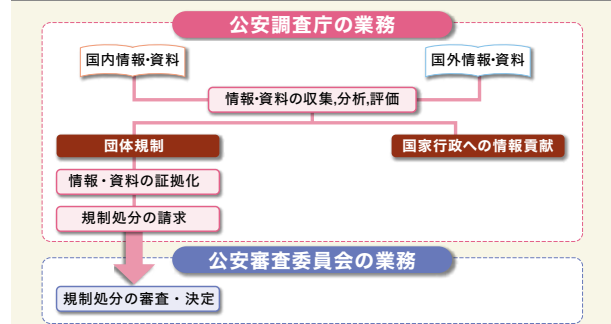


外部講演の様子

公安審査委員会

公安審査委員会は、公共安全の確保に寄与することを目的として、法務省の外局として設置されています。「破壊活動防止法」、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定されている破壊的団体などについて、公安調査庁長官からの規制処分の請求に対し、客観的・中立的立場から適正な審査を行い、処分の要否や規制内容等を決定する行政委員会です。

公安調査庁・公安審査委員会の業務の流れ





PICK UP!

「世界一安全な日本」の構築に向けて

良好な治安の確保は、女性や若者が安心して社会で活躍する大切な基盤となり、また、地方創生の「礎」ともなる重要な課題です。また、サイバー犯罪や国際テロなどの新たな脅威が出現していること等を踏まえ、犯罪を更に減少させ、国民の治安に対する信頼感の醸成を目指していかなければなりません。

そのような状況の中、平成25年12月、犯罪対策閣僚会議において「『世界一安全な日本』創造戦略」が決定されました。同戦略に基づいて、政府一丸となって総合的な犯罪対策に取り組む中、刑法犯の認知件数が平成25年(1,314,483件)から令和2年(614,231件)

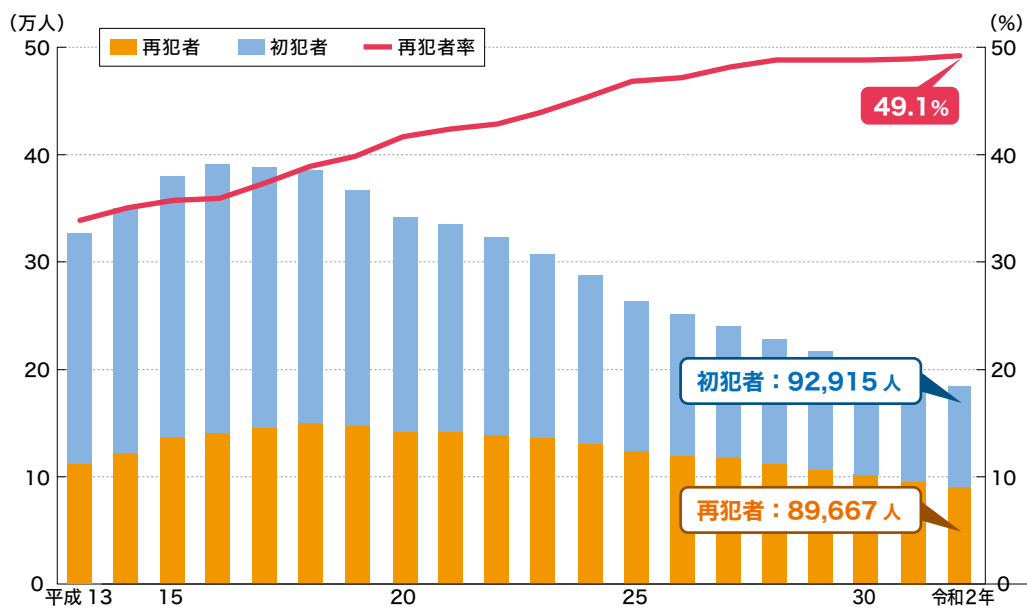
にかけて半減するなど、我が国の治安に改善が見られます。

しかし、令和2年は、一般刑法犯の検挙人員の約半数が再犯者となっており、また、刑事施設に入所する受刑者の約6割が再入者であることから、犯罪や非行の繰り返しをいかに食い止めるか(=再犯防止)が、大きな課題となっています。

法務省では、再犯防止対策を始め、国民の安全・安心の確保に向けた各種取組を行っています。



刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(平成13～令和2年)



(注1) 令和3年版犯罪白書による。

(注2) 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

再犯防止に向けた総合対策とは

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議において、再犯防止に関する政府全体の中長期的な取組を定めた「再犯防止に向けた総合対策」が決定されました。

ここでは、政府の再犯防止対策としては初めて、「出所(院)後2年以内に再び刑務所や少年院に戻ってくる者の割合を

10年間で20%以上減少させる」という数値目標を掲げており、令和3年における最新値は15.7%となって数値目標を達成しています。

次にその詳しい内容をご紹介します。

対象者の特性に応じた指導の強化

犯罪や非行には様々な要因が関わっていることから、再犯を防止するためには、個々の特性に応じた処遇を行うことが重要です。

そこで、刑務所や少年院、保護観察所では、個々の対象者の特性に応じて、実証的研究・根拠に基づく効果的かつシームレスな指導の強化に努めています。

刑務所や少年院、保護観察所で行われている指導

刑務所においては、薬物依存の問題等特定の事情を有するために改善更生や円滑な社会復帰に支障がある受刑者に対して、次のプログラムを実施しています。

- 薬物依存離脱指導
- 暴力団離脱指導
- 性犯罪再犯防止指導
- 被害者の視点を取り入れた教育
- 交通安全指導
- 就労支援指導



刑務所のグループワーク

少年院においては、個別の問題性の改善に向けた働き掛けを行っており、特に、改善が必要な事情を有する者に対しては、次のプログラムを実施しています。

- 被害者の視点を取り入れた教育
- 薬物非行防止指導
- 性非行防止指導
- 暴力防止指導
- 家族関係指導
- 交友関係指導

保護観察所においては、専門的プログラム（性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラム）に加え、社会貢献活動等の取組も実施しています。

● 社会貢献活動の例 ●



福祉施設における昼食の準備補助



河川敷における清掃活動

社会における「居場所」と「仕事」を作る

■ 自立して生活するための仕事の確保

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。仕事に就くことができれば、安定した収入を得ることができるだけでなく、仕事を通じて人間関係を築くことが期待されるなど、一人の社会人として立ち直る大きな機会となります。

しかし、犯罪や非行をした人が社会で働くことは、本人の

職業能力や前科等の問題から、難しい状況が続いています。

法務省では、刑務所や保護観察所だけでなく社会における様々な機関や協力雇用主等の民間の方々への御協力もいただきながら就労支援に取り組んでいます。

社会のニーズに合った職業訓練等

刑務所や少年院では、建設業や介護福祉など社会でのニーズが高い業種への就職につながる職業訓練等を行っています。

また、知識や技能の習得に加えて、社会人としてのマナーや職場でのコミュニケーション能力など仕事をする上で求められる態度・能力を身に付けるための指導も行っています。



介護福祉科

社会内での取組

出所者等を雇用し、その自立及び社会復帰に協力する事業主のことを「協力雇用主」と言います(p.38参照)。

法務省では、「協力雇用主」に対する様々な経済的支援策や、事業主が安心して出所者等を継続的に雇用することができるサポート体制の充実等を進めています。

協力雇用主になっていただける企業を募集しています。



協力雇用主



ACTION! 受刑者を対象にした求人情報提供

出所者等の雇用を希望する企業の求人と受刑者の求職のマッチングを図るため、企業がハローワークを通じて特定の矯正施設に対して求人を出すことができるようになるなどの取組を進めています。

さらに、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各矯正管区に矯正就労支援情報センター(通称「コレワーク」)を設置しています。コレワークでは、全国の受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供するなどして、広域的な就労支援に取り組んでいます。

1 「世界一安全な日本」を目指して

■ 社会における居場所の確保

親族等を頼ることのできる受刑者に対しては、出所後にその親族等から支援をしてもらえるよう調整を行っています。

一方で、犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどして、社会で支える人がいないために孤立し、帰るべき場所がない出所者等に対しては、更生保護施設（p.37参照）などの一時的な居場所につなぐ等の調整を行っています。

また、このような帰るべき場所のない出所者等が、更生保護施設退所後も地域で安定した生活を送ることができるよう、更生保護施設職員が生活相談等を行う取組を進めています。

さらに、高齢者や障害者といった自立が難しい者については、矯正施設・保護観察所と地方公共団体が連携して、矯正施設から出た後も適切な福祉サービスを受けられるようにする仕組みの整備が進んでいます。



更生保護施設の室内

更生保護施設の機能強化と多様な居場所の確保

高齢や障害等により自立が難しい者や薬物依存がある者の処遇を充実するために、福祉や心理の専門資格等を有する職員を配置するなど、更生保護施設の受入れ機能を強化するとともに、平成23年度からはNPO法人等が管理している宿泊場所（自立準備ホーム）を活用した多様な受入れ先の確保に取り組んでいます。



更生保護施設での処遇場面

宣言「犯罪に戻らない・戻さない」

～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした人を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠です。

そのような社会の実現に向けて、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定されました。

この宣言では、再犯防止の鍵となる「仕事」と「居場所」の確

保に向けて、2020年（令和2年）までに、

- ① 犯罪や非行をした人の事情を理解した上で雇用していただいている企業の数を3倍にする
- ② 帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る人の数を3割以上減少させる

という2つの数値目標を掲げた上で、国の取組や広く国民の皆さまにお願いしていくことを明確に打ち出しており、令和元年10月1日時点でいずれの目標も達成しました。

政府においては、引き続き、「仕事」と「居場所」の確保に向けた取組を進めています。

薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいます。

そこで、薬物依存者・高齢犯罪者等に焦点を当てた「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」が、平成28年7月の犯罪対策閣僚会議において決定されました。

本対策では、次の3つの柱からなる取組を進め、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークの構築を目指すこととしています。

- ① 薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して実施
- ② 地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において実施
- ③ 立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動の推進

今後も引き続き、本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、「再犯防止に向けた総合対策」の数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に向け、取組を進めていきます。

再犯の防止等の推進に関する法律・再犯防止推進計画

平成28年12月、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、再犯防止施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。

それを受け、法務副大臣を議長とする「再犯防止推進計画等検討会」において、関係省庁や外部有識者委員と議論を重ねて推進計画案を取りまとめ、平成29年12月、「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

同計画では、5つの基本方針の下、7つの重点課題について115の施策を盛り込んでいます。

「再犯防止推進計画」における7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

再犯防止推進計画加速化プラン

～満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて～

刑務所出所者は、刑期を終えて釈放される「満期釈放者」と、刑期中に仮釈放され、残りの刑期については保護観察を受けながら社会内で生活する「仮釈放者」に分けられます。これらについて、2年以内再入率(出所後2年以内に再び刑務所に入所する割合)を比べると、満期釈放者は、仮釈放者よりも2倍以上高い現状にあり、満期釈放者の再犯をいかに防ぐかが大きな課題です。

また、満期釈放者を始め、犯罪や非行をした人は、立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も含めた地域における“息の長い”支援が必要です。そのためには、福祉サービス等を提供する地方公共団体や、地域で犯罪や非行をした人を支える民間協力者との連携を強化していくことが重要です。

こうした課題に対応するため、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において「再犯防止推進計画加速化プラン」が決定されました。

本プランでは、再犯防止施策に関して、今後、より重点的に取り組むべき3つの課題として、

- ① 満期釈放者対策の充実強化
- ② 地方公共団体との連携強化の推進
- ③ 民間協力者の活動の促進

を掲げ、これらに対応した各種取組を加速させることとしています。

そして、本プランでは、新たに

- ① 令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させ、2,000人以下とすること
 - ② 令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方再犯防止推進計画が策定されるよう支援すること
- の2つを成果目標として掲げています。

本プランに盛り込まれた各種取組について、政府一丸となって取り組むことにより、満期釈放者対策を充実強化するとともに、地方公共団体や民間協力者による再犯防止の各種取組を力強く後押しし、地域における支援体制の充実を図っていきます。

再犯防止推進白書

法務省では、毎年、再犯防止推進法に基づき、政府が講じた再犯の防止等に関する取組を取りまとめ、「再犯防止推進白書」として公表しています。

令和3年版白書では、令和2年度末までに、法務省を始めとする関係府省庁が実施した取組を掲載しているほか、民間協力者の方々の活動もコラムとして紹介しています。

本白書は、法務省ホームページで公開しているほか、全国の書店・政府刊行物センター等でお買い求めいただけますので、皆さまもぜひご覧ください。



法務省ホームページ
「再犯防止対策」▶▶▶



https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00038.html

安全・安心の確保に向けた取組

■ 外国の捜査機関との連携

外国人による凶悪犯罪の多発、国際的な犯罪の増加に有効に対処し、これらの犯罪を厳正に摘発するためには、外国に所在する証拠を収集する手続を効率化し、我が国の捜査機関と外国の捜査機関との連携を強化する必要があります。

このような連携強化の例として、我が国は、日米刑事共助条約（平成18年7月21日発効）、日韓刑事共助条約（平成19年1月26日発効）、日中刑事共助条約（平成20年11月23日発効）、日香港刑事共助協定（平成21年9月24日発効）、日EU刑事共助協定（平成23年1月2日発効）、日露刑事共助条約（平成23年2月11日発効）、サイバー犯罪に関する条約（平成24年11月1日発効）、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（平成29年8月10日発効）及び腐敗の防止に関する国際連合条約（平成29年8月10日発効）を締結しました。これらの締約国及び地域との間では外交経路を介することなく、証拠の収集について我が国の法務省等と相手国の司法当局との間で直接連絡をとることができ、手続の迅速化が図られています。また、今後更なる連携強化を図っていくこととしています。

■ 水際対策

国民の生命と安全を守るためには、観光客を装ったテロリストや犯罪者など、不正な目的で日本に入学しようとする者を水際で阻止することが極めて重要です。出入国在留管理庁では、これらの者を確実に発見するため、次のような方法で厳格かつ効果的な入国審査や警戒・監視活動を行っています。

- 個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した入国審査
- ICPO（国際刑事警察機構）紛失・盗難旅券情報の活用
- API（事前旅客情報）及びPNR（乗客予約記録）の活用
- 出入国管理に係る情報収集・分析の強化
- 空海港におけるパトロール等の実施



個人識別情報を活用した入国審査



港湾パトロール風景

■ 不法滞在者等対策

水際での対策とともに、現に日本に不法滞在している外国人を減少させることも、治安の回復のためには重要です。出入国在留管理庁では、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の減少に努めています。

また、在留管理制度により得られる在留外国人に関する情報の分析を進め、偽装滞在者の実態解明を図り、在留資格取消手続を的確に行うなどの対策にも積極的に取り組み、不法滞在者等を生まない社会の構築に努めています。

■ 公安調査庁における取組

公安調査庁では、様々な経路を通じた先端技術等の流出や外国資本による重要施設周辺等の不動産取得事案など、経済安全保障に関連する情報の収集・分析を行い、政府中枢を始めとする関係機関に情報提供しているほか、技術・データの流出防止等に関する啓発動画やリーフレットなどを作成・公表し、企業・大学等への注意喚起を行っています。

また、カウンターインテリジェンス機能の強化や大量破壊兵器関連物資・技術の拡散を防止するため、関連情報の収集・分析にも鋭意取り組んでいるほか、深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、政府のサイバー攻撃対策やサイバーインテリジェンス対策等に資する情報の収集・分析を行い、関係機関に適時・適切に提供しています。

国際テロに関しては、平成31年4月、スリランカにおいて連続爆破テロが発生し、邦人が犠牲になったほか、欧米諸国では、国際テロ組織の影響を受けた者らによる襲撃事件が継続して発生しており、依然としてテロの脅威が継続しています。また、アフガニスタンでこれまでテロ組織「アルカイダ」等をひ護してきた「タリバン」が政権を掌握したことによって、同国がテロの温床になりかねないとの指摘もあり、その動向に注目していく必要があります。他方、国内では、過激派が不法事案を引き起こしたり、反グローバル化勢力と連携したりしています。このような状況に適切に対処するため、公安調査庁では、国際テロ組織やこれら団体の動向等に関する情報の収集・分析の強化を行うとともに、海外に渡航又は滞在する邦人等への情報提供体制の充実を図っているところです。また、「国際テロ情報収集ユニット（CTU-J）」や「国際テロ対策・経済安全保障等情報共有センター（CTI-INDEX）」等に対しても積極的に情報提供を行うなど情報コミュニティのコアメンバーとして取組を推進・強化しています。

いわゆるオウム真理教に関しては、無差別大量殺人行為の首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫を、死刑執行後の現在もなお絶対的帰依の対象とするなど、その危険性や反社会的な体質に変化がないことが確認されており、引き続き、観察処分を適切かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体の長からの請求に応じ、観察処分に基づく調査の結果を提供するなどして、公共の安全の確保と地域住民の恐怖感・不安感の解消・緩和に努めています。



経済安全保障リーフレット・ 動画・相談窓口

<https://www.moj.go.jp/psia/keizaiapo.top.html>



サイバー空間における脅威の 概況 2021

<https://www.moj.go.jp/psia/20130807.html>



国際テロリズム要覧

<https://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>



犯罪被害者等の支援

■ 犯罪被害者等基本法と犯罪被害者等基本計画

「国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」として、平成16年、犯罪被害者等基本法が成立しました。同法において、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画を定めることとされており、令和3年度においては、計画期間を令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年とする第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、関係府省庁が連携して犯罪

被害者等のための施策の推進を図っています。

「第4次犯罪被害者等基本計画」における5つの重点課題

- ① 損害回復・経済的支援等への取組
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③ 刑事手続への関与拡充への取組
- ④ 支援等のための体制整備への取組
- ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

■ 法務省における取組 ～犯罪の被害に遭われた方々への途切れない支援を目指して～

法務省では、犯罪の被害に遭われた方々に対する途切れない支援を目指して、様々な取組を実施しています。

例えば、検察庁において、犯罪被害者等に事件の処理結果、裁判結果、加害者の釈放年月日等の情報を提供するとともに、関係諸機関が連携し、犯罪被害者等の希望に応じて、刑事裁

判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況に関する事項等の情報を提供する被害者等通知制度を設けています。

このほか、裁判・審判時、裁判・審判終了後における支援施策として、主に以下の取組を実施しています。

裁判時の支援施策

■ 被害者参加制度

殺人、傷害などの犯罪の被害者等が希望する場合には、裁判所の許可を得て、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに被告人質問等の訴訟活動を行うことができる被害者参加制度が設けられています。

裁判・審判終了後の支援施策

■ 意見等聴取制度

犯罪被害者等が、加害者の刑事施設からの仮釈放又は少年院からの仮退院等を許すか否かに関する審理において、審理を行っている地方更生保護委員会に対し、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べるができる制度を設けています。

■ 心情等伝達制度

犯罪被害者等が、加害者の保護観察期間中に、保護観察所に対して、被害に関する心情や被害者等の置かれている状況、保護観察対象者の生活や行動に関する意見を述べることができ、保護観察所がこれを加害者へ伝達する制度を設けています。

審判時の支援施策

■ 被害者等による少年審判の傍聴制度

殺人などの重大事件の犯罪被害者等が、裁判所の許可を得て少年審判を傍聴することができる制度が設けられています。

■ 被害回復給付金支給制度(注)

「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」等に基づき、一定の要件の下、財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産等である犯罪被害財産を没収するなどし、これを当該事件の犯罪被害者等の被害回復に充てるできるようになっています。

注：被害回復給付金支給制度は、刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等が支給対象となります。

日本司法支援センター(法テラス)における支援施策

国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する業務などを行うほか、被害者参加旅費等の支給、犯罪被害者支援に関する各種情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する法律相談援助などを行っています。

法務省における児童虐待防止に係る取組

法務省では、児童虐待防止に係る様々な取組を進めており、例えば、人権擁護機関における子どもの人権問題についての相談(P.29)や、少年鑑別所における少年やその保護者の方々からの相談(P.40)等を通じて、児童虐待の早期発見等に努めています。

また、児童虐待発生時の対応として、日本司法支援センター

(法テラス)において、虐待を受けた子どもに対する法律相談援助(P.16)を実施しているほか、検察、警察、児童相談所が虐待を受けた児童から聴取を行う場合に、児童の負担を軽減しつつ、供述の信用性を確保するため、その代表者が聴取を行う取組等を実施しています。

2 出入国在留管理



円滑かつ厳格な出入国審査

観光先進国の実現に貢献するため、問題のない外国人に対しては円滑な入国審査を実施する一方で、不法就労等を企図する外国人に対しては厳格な入国審査を実施すべく様々な取組を行っています。

円滑な入国審査については、平成28年10月以降、外国人の上陸審査時の個人識別情報の取得迅速化を図るべく、上陸審査の待ち時間に指紋及び顔写真の提供を受けるための機器、通称バイオカードを導入しており、令和3年12月末現在20空港で運用しています。また、パスポートと指紋の照合により自動的に出入(帰)国手続を行うことができる自動化ゲート(指紋認証ゲート)を、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に導入し、事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件を満たす外国人に御利用いただいています(平成28年11月から、「トラステイド・トラベラー・プログラム」の開始により外国人の利用対象者を拡大し、さらに令和2年3月に同プログラムの登録対象者を拡大しました。)

さらに、顔認証技術の活用により日本人の出帰国手続の合理化を図ることとし、平成29年10月以降、事前登録手続を必要としない顔認証ゲートを日本人の出帰国手続に導入し運用を開始しました。これに加え、外国人の出国手続を合理化する

ため、令和元年7月から、順次顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始しています。

その他、クルーズ船で日本を訪れる外国人の増加を受け、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可」制度を導入するなどし、クルーズ船の外国人旅客に対する入国審査手続についても円滑化を図っています。

一方で厳格な入国審査については、航空会社から報告を受ける事前旅客情報(API)及び乗客予約記録(PNR)の活用、国際刑事警察機構(ICPO)の紛失・盗難旅券データベースの活用に加え、我が国への入国を希望する外国人に対して、原則として、個人識別情報(指紋及び顔写真)の提供を義務付けるなどし、テロリスト等の我が国にとって好ましくない外国人の入国阻止に努めています。



バイオカード



顔認証ゲート

外国人の適正かつ円滑な受入れ

外国人の在留の管理

日本に在留する外国人は、上陸の時に決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができます。その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいて地方出入国在留管理官署で許可を受けなければなりません。

我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。

オンラインによる在留手続

外国人の方からの依頼に基づき、一定の要件を満たす所属機関の職員の方や所属機関から依頼を受けた弁護士及び行政書士の方等は、インターネットを利用してオンラインで申請を行うことができます(事前に郵送等により地方出入国在留管理官署に利用申出を行い、承認を受ける必要があります。)

また、令和4年3月から、マイナンバーカードの個人認証機能を活用した本人確認により、在留外国人本人によるオンライン申請を開始しました。

在留申請オンラインシステムの利用方法やオンライン申

請の対象となる申請種別・在留資格などの詳細については、事前に入出国在留管理庁ホームページを御参照ください。

今後も、対象となる手続の拡大を検討していく予定ですので、詳細については、決まり次第出入国在留管理庁ホームページ等で御案内いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ぜひ在留申請オンラインシステムを積極的に御活用ください。



オンラインの「らすび」



在留申請オンライン
システムの詳細は
ホームページを御覧ください。▶▶▶



<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>

■ 在留資格「特定技能」の創設

深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・

技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が平成31年4月1日に設けられました。

在留資格「特定技能」について（概要）

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、（14分野）建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受け入れ可)
- 令和3年9月末時点で3万8,337人が在留

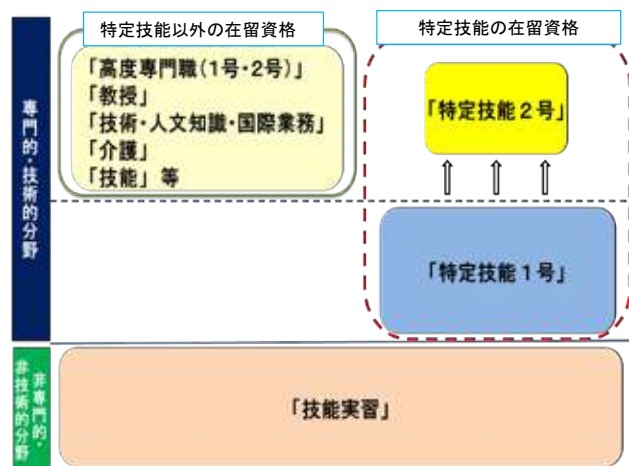
特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



制度概要 受入れ機関と登録支援機関について

受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

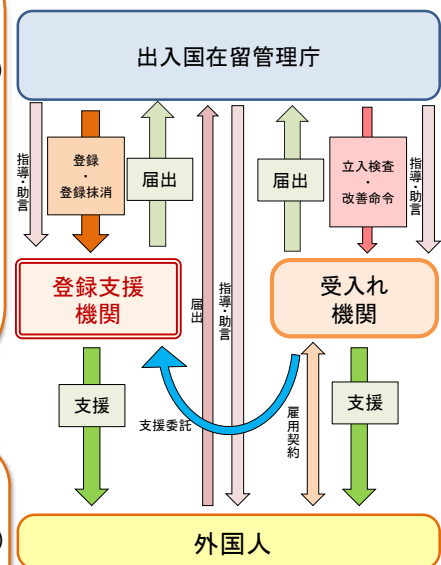
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策の推進

外国人の一部には、不法に日本に入国したり、在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいた手続により国外へ退去させ、日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐことも出入国在留管理庁の仕事です。どういった場合に退去強制されることになるかは入管法に定められています。

我が国に不法残留する外国人の数は、平成5年(約29万9千人)をピークにその増加に歯止めがかかったものの、現在でも約8万3千人に及び、その大部分は不法就労しているものと見られています。

不法就労する外国人の存在は、外国人受入れのための法制度をないがしろにし、日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしている一方で、劣悪な環境下での労働を強いられるな

どの被害にあう事案も生じています。

退去強制するか否かの決定に際しては、違反調査、違反審査、口頭審理等を通じ、事実関係を確認するほか、外国人の情状をくみ取るための手続が慎重に行われています。

これら一連の手続を「退去強制手続」といいます。

退去強制事由に該当する外国人については、退去強制手続を執ることとなりますが、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人の全てが国外へ退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。



入国警備官

難民の適正な保護

我が国は、昭和56年に「難民の地位に関する条約(難民条約)」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

日本にいる外国人から難民認定の申請があった場合には、難民であるか否かが審査され、難民として認定されると、その外国人は、「難民旅行証明書」の交付を受けることができるなど、難民条約に定められている保護が与えられることになります。

令和2年に我が国において難民認定申請を行った者は3,936人であり、前年に比べ6,439人減(約62%)と大幅に減少しています。また、同年に難民として認定した者は47人(うち1人は不服申立手続における認定者)であり、難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に我が国への在留を認められた者は44人となっています。

また、我が国では、第三国定住による難民の受入れを行っており、出入国在留管理庁は主に受入れ難民の選考手続を担当しています。我が国は、平成22年度から平成26年度までに、タイ国内において一時的に庇護されているミャンマー難民18家族86人を第三国定住のパイロットケースとして受け入れ、本格実施となった平成27年度以降は、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象として、平成27年度から令和元年度までに32家族108人を受け入れました(令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、第三国定住による難民を受け入れるには至りませんでした)。令和元年に第三国定住による難民の受入れ対象や人数などを拡大する決定がなされたところ、当庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き同難民の円滑な受入れに努めることとしています。

我が国は、昭和53年にインドシナ難民の受入れを開始して以降、難民条約上の難民のほか、第三国定住による難民、人道上の配慮を必要とする者を受け入れており、これらを合わせた数(庇護数)は令和2年末で1万5,063人となっています。

共生社会の実現に向けた取組

■外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

政府においては、平成30年12月に、特定技能制度の創設(平成31年4月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を政府一丸となってより強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面に関する施策が盛り込まれた「外国人材

の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)を取りまとめました。以後、三度の改訂を行っており、直近の令和3年6月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等によって明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる観点から改訂を行いました。

【総合的対応策(令和3年度改訂)のポイント】

- ・共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定
- ・外国人が多く在籍する教育機関や職場における抗原簡易キットを活用した積極的な検査等や迅速かつ機動的なPCR検査の実施
- ・在留外国人に対してワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による対応体制の確保
- ・技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置

■ 出入国在留管理庁における主な施策

1 一元的相談窓口への支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談対応を行う一元的な相談窓口を設置・運営する地方公共団体の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援しています。令和3年度は、4月現在で214の地方公共団体に交付決定を行いました。交付決定を受けた一元的相談窓口においては、多言語での相談対応や国及び関係機関と連携することにより相談者に適切な情報が提供されることが期待されています。

2 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

平成31年4月から地方出入国在留管理局・支局に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口で地方出入国在留管理局・支局職員を相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。

また、各都道府県に外国人との共生社会の実現に向けた会議の設置を促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例などの有益な情報を、地方公共団体等に展開しています。

3 外国人在留支援センター

外国人在留支援センター(FRESC(注))は、令和2年7月に開所しました。

同センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、在留資格の更新・変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体職員への研修、情報提供等の支援を行っています。

このような外国人の在留を効果的に支援する取組を通じて共生社会実現のための環境整備を着実に進めています。

(注) Foreign Residents Support Center “FRESC”(フレस्क)



URL : <https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>

4 外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置し、全国一律の番号で、外国人及び本邦の関係者に対して、入国・在留関係諸手続及び当該手続に必要な各種書類の記載要領等の案内を多言語で行うとともに、各地方出入国在留管理局・支局(空港支局を除く。)に相談員を配置し、来訪者の相談に応じています。

5 生活・就労ガイドブック

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報(在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等)をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、14言語(※)で掲載しています。

(※)日本語(やさしい日本語版を含む)、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語(カンボジア語)、フィリピン語、モンゴル語。



URL : https://www.moj.go.jp/isa/guidebook_all.html

6 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、令和2年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成しました。

このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開しています。また、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進しています。



URL : https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

3 司法制度改革の推進



司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国は、「事前規制・調整型」社会から「事後チェック・救済型」社会に移行するなど社会が様々に変化し、これに伴って司法の役割がより一層重要なものとなっていくことから、司法の機能を充実強化し、国民が身近に利用することができる司法制度を構築していくことが必要とされてきました。

そこで、国民にとってより身近で、速くて、頼りがいのある司法の実現を目指し、(1)国民の期待に応える司法制度の構築、(2)司法制度を支える法曹の在り方の改革、(3)国民的基盤の確立(国民の司法参加)の3つの柱を基本理念として、司

法制度改革が進められてきました。平成14年から同16年までの3年間で、合計24本の司法制度改革関連の法律が成立し、これまで着実に実施に移されてきました。

現在は、司法がその機能を十分に発揮し、司法制度改革の成果を国民の皆さんが真に実感することができるよう、必要な見直しを行いつつ、その定着・充実を図っていくための取組を続けている段階にあります。

法務省としては、司法制度等を所管する立場から、司法制度改革の趣旨を踏まえ、適宜適切な方策を講じ、新しい時代の要請に応えていきたいと考えています。

改革の経緯

- 平成11年 7月 ▶ 司法制度改革審議会を内閣に設置
- 平成13年 6月 ▶ 司法制度改革審議会意見書の提出
- 12月 ▶ 司法制度改革推進本部を内閣に設置(設置期限:平成16年11月)
- 平成14年 3月 ▶ 司法制度改革推進計画を閣議決定
- 平成16年 12月 ▶ 司法制度改革推進室を内閣官房に設置(平成21年12月まで)

改革の三本柱

期待に応える司法制度

●日本司法支援センター(法テラス)の設立

全国どこでも法による紛争解決に必要な情報・サービスを受けられることを目指す(日本司法支援センターについては、p.32の「日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度」のページを参照してください。)

●裁判外紛争解決手続の拡充

裁判機能の充実に加え、紛争を自立的かつ柔軟に解決できるADR(裁判外紛争解決手続)を拡充する(裁判外紛争解決手続の拡充については、p.31の「法律サービス関連」のページを参照してください。)

●刑事裁判の充実・迅速化

公判前整理手続の新設、被疑者国選弁護制度の導入等により、適正・迅速に刑罰権の実現を図る

●法令外国語訳の推進

国際取引の円滑化、対日投資の促進等の基盤を整備するために、法令外国語訳を推進する

法曹の在り方の改革

●法曹養成制度改革

法科大学院・司法試験・司法修習のプロセスによる法曹養成

●法曹人口の拡大

質・量ともに豊かな法曹を養成し、法曹人口の拡大を図るなど

国民的基盤の確立

●裁判員制度

国民が刑事裁判に参加する制度 平成21年5月21日から開始

●法教育の推進

自由で公正な社会を支える人材の育成を目的として、法や司法制度の基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための法教育を推進する

法令外国語訳の推進

日本の法令が広く正確に理解されるため、法務省では日本の法令を外国語に翻訳して、ホームページに公開する取組を進めています。専用のホームページ(右記参照)において、民法、会社法などの800本以上の英訳法令を公開しているほか、法改正の内容をコンパクトかつタイムリーで紹介する改正法の概要情報の英訳や法令翻訳の指針となる「法令用語日英標準対訳辞書」なども公開しています。

今後とも、ニーズの高い英訳法令等の情報や辞書の改訂版を順次公開していきます。



日本法令外国語訳データベースシステム

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp>



法令外国語訳推進
キャラクター
YAKU(訳)



時代に即した新たな刑事司法制度の構築

刑事司法制度については、司法制度改革において、裁判員制度の導入など種々の改革が進められてきました。他方で、新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方など、司法制度改革の議論の中で今後の検討事項として残された課題もありました。

そのような状況において、刑事司法制度に関し、捜査・公判が取調べや供述調書に過度に依存したものとなっているのではないかなどの指摘がなされるようになりました。刑事司法が国民の安心・安全な生活を守るという目的を十分に果たしていくためには、このような指摘を踏まえ、多岐にわたる課題を検討して、新たな刑事司法制度を構築していく必要があります。

そこで、法務大臣は、平成23年5月、法制審議会に対し、時代に即した新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について審議を求め、同審議会では、「証拠収集手段の適正化・多様化」と「公判審理の更なる充実化」を検討の

指針として審議が行われ、平成26年9月、同審議会から法務大臣に対して、その結果(答申)が示されました。

法務省は、この答申に基づいて立案作業を行い、平成27年3月、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出し、同法律は、平成28年5月に成立しました。

同法律は、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度等の導入、③通信傍受の合理化・効率化、④裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、⑤弁護人による援助の充実化、⑥証拠開示制度の拡充、⑦犯罪被害者等・証人を保護するための措置、⑧証拠隠滅等の罪などの法定刑の引上げ、⑨自白事件の簡易迅速な処理のための措置という大別して9項目の諸制度を一体として現在の法制度に取り入れるものであり、より適正で機能的な刑事司法制度を構築するためのものです。

同法律は、令和元年6月までに、全ての規定が施行されました。

法教育の充実・発展

■ 法教育とは

法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを目的とする教育です。

■ 法教育の重要性

我が国では、各種の改革を経て、国民の自由な活動範囲が広がったことに伴い、あらかじめ紛争を防止し、紛争が発生した場合には法に基づいて公正に解決を図ることがこれまで以上に求められています。また、裁判員制度の導入に象徴されるとおり、司法制度が国民によって確実に支えられていくためには、国民

一人ひとりが司法に能動的に参加していく意識を持つことが欠かせません。

学校の教育課程の大綱的基準である学習指導要領においても、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義や契約の重要性等についての学習内容の充実が図られていますが、成年年齢引下げなどの社会環境の変化により、法教育の重要性はより一層高まっています。

法務省では、法教育の重要性に鑑み、その充実・発展に努めており、今後も、文部科学省や関係機関・団体の協力を得て、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の内容の充実を図っていきます。

3 司法制度改革の推進

■ 法教育推進協議会

法務省が設置した法教育推進協議会では、学校で使用する法教育教材の作成等、我が国の学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実や法教育の推進等を目的とした活動を行っています。

今後とも、教育関係者をはじめ広く国民に対して、法教育を充実・発展させるための様々な取組を行ってまいります。

法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

「ホウリス君」は、皆さんに法教育をより身近に感じていただけるよう各種イベント等において活躍しています。



裁判員制度

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の中から選ばれた「裁判員」が重大な刑事事件の裁判に参加する制度です。裁判員は、裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決めます。

この制度により司法はもっと国民に身近になります。法務省では、国民の皆さんに裁判員制度についてより理解を深めていただけるよう広報活動を行っています。

裁判員選任手続の流れ

11月ごろまで

くじで翌年の裁判員候補者を選ばれた方に、お知らせが届きます。

※この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

裁判の6週間前まで(原則)

事件ごとに、さらにくじで選ばれた裁判員候補者の方に、裁判所に来ていただく日のお知らせが届きます。

裁判員選任手続の当日

裁判所での選任手続を経て、6人の裁判員が選ばれます。

裁判員が参加する仕事

審理

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判長が判決を言い渡します。



裁判員裁判用法廷



評議室



裁判員制度については、法務省ホームページの裁判員制度コーナーに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/keiji1/saibanin_index.html





法務局

■ 法務局の事務

法務局は、法務省の地方組織の一つとして、国民の財産や身分関係を保護する登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管の民事行政事務、国の利害に係のある訴訟活動を行う訟務事務、国民の基本的な人権を守る人権擁護事務を行っています。



東京法務局



詳しくは「法務局ホームページ」で検索してください。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>



■ 法務局の組織

法務局の組織は、全国を8つのブロックに分け、各ブロックを受け持つ機関として「法務局」(8局)があり、この法務局の下に、概ね府県を単位とする地域を受け持つ「地方法務局」(42局)が置かれています。

さらに全国の法務局及び地方法務局には、支局・出張所が置かれています。

法務局、地方法務局及び支局では、登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、訟務、人権擁護の事務を行っており、出張所では主に登記の事務を行っています。



法務局の様子

あなたの権利を示す制度

◆ **登記**……財産や権利などについて、法務局に備える公の帳簿に記録し、一般に公示する制度のことです。

■ 財産を守る－不動産登記－

不動産登記は、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の氏名・住所などの情報を、「登記簿」といわれる公の帳簿に記録し、これを公示することにより、権利関係などの状況が誰にでも分かるようにすることで、不動産取引の安全と円滑を図る制度です。

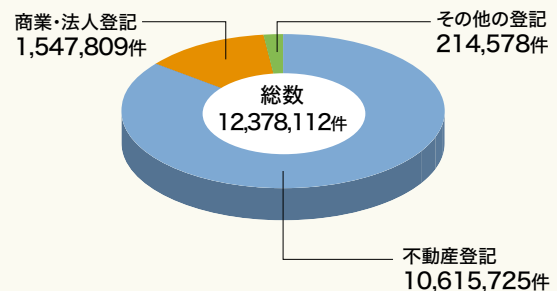
登記を見ても所有者が分からなかったら…

Q 何年もの貯蓄の末、ようやく念願のマイホームを購入して引っ越しました。しかし、近所に不法投棄がされている空き地があって、悪臭などで迷惑しています。登記簿などを調べてみると、所有者となっている人はずっと昔にその土地を購入した方のように、現在は亡くなっており、誰が相続しているのかも分からない状態でした。このように所有者が分からない土地が最近増えているという話を聞きますが、本当でしょうか。

A 近年、相続登記がされないことなどによって、登記簿を見ても所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地(所有者不明土地)が発生し、九州地方に相当する面積に達していると言われています。その結果、公共事業や民間取引が円滑に進まず、土地が管理されずに近隣に悪影響を及ぼすなど、社会問題化しています。

こうした所有者不明土地問題を抜本的に解決するため、相続登記の申請を義務付けるなどの法整備がされています(p.28)。

登記事件 (令和2年)



■ 未来につなぐ相続登記

あなたが不動産を取得した場合、そのことを示す登記をしておけば、あなたの権利を第三者に対して主張することができます。

また、左のQ&Aにあるように、土地の適切な管理のためには、不動産を相続した場合に、その相続登記をしっかりとしておくことが極めて重要です。

相続登記をしないで放置してしまうと、その土地が所有者不明土地となって、様々な問題を引き起こすことになりかねません。あなた以外にも相続人がいるような場合には、相続が重なることで、誰が相続人となるのか、その調査だけで相当の時間と手間がかかり、その土地を処分したいと思っても、すぐに処分することが難しくなってしまうおそれもあります。

自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのために、未来につながる相続登記をしませんか？

■ 土地の区画を明確にする－登記所備付地図の整備－

法務局には、登記されている土地の区画を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された「登記所備付地図」と呼ばれる地図を備え付けるものとされています。しかしながら、登記所備付地図の整備は、全国的にみれば十分ではなく、明治時代に作成された「公図」と呼ばれる図面が備え付けられている法務局も数多くあるため、法務局では、専門的な知識を有する職員が、その知識と長年の経験をいかして、全国において、地図作成作業に取り組んだり、市区町村の行う地籍調査に協力するなどして、登記所備付地図の整備を強力に推進しています。



公図



登記所備付地図

経済活動と登記所備付地図

六本木ヒルズ市街地再開発の際には、公図しかなく、現状と合致していなかったため、土地の境界等の画定に多大な時間と費用がかかり、開発計画が遅れることとなりました。

このような事態を未然に防ぐためにも、精度の高い登記所備付地図が必要となります。登記所備付地図の整備は、円滑な経済活動を支える重要な施策といえます。

■ 筆界を巡るトラブルを解決する－筆界特定制度－

「筆界特定制度」とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、土地の筆界の現地における位置を特定する制度です。新たに筆界を決めるものではなく、実地調査や測量を含む様々な調査を行った上、登記された際に定められたもとの筆界を、筆界特定登記官が明らかにするものです。

土地の筆界をめぐる問題が生じたときに、この制度を活用することによって、訴訟によることなく、迅速に問題の解決を図ることができます。



「筆界」って何？

筆界とは、土地が登記された際に、その土地を区画するものとして定められた線のことです。筆界は、所有者同士の合意等によって変更することはできません。

■ 経済活動の安全を守る－商業・法人登記－

商業登記は、会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)等について、法人登記は、会社以外の様々な法人(一般社団法人・一般財団法人、NPO法人、社会福祉法人等)について、その名称や所在地、役員の氏名等を公示するための制度です。

会社・法人は、設立の登記をして初めて法人格を得ることができますし、基本的な情報を登記することによって信用の維持を図ることができます。また、商業登記は、登記事項証明書等によって公示されることによって取引の安全と円滑に資することにもなります。実体に合った正しい登記がされるため、登記申請際には裏付けとなる書類を添付する必要があるほか、虚偽の登記申請や登記申請の懈怠に対する罰則も定められています。

また、起業環境の改善のため、会社の設立登記を優先的に処理(ファストトラック化)する取組や、完全オンライン申請における法人設立登記の24時間以内処理などの迅速処理にも取り組んでいます。

■ 透明性の高い登記の実現－休眠会社・休眠一般法人の整理作業－

休眠会社(最後の登記をしてから12年を経過している株式会社)・休眠一般法人(最後の登記をしてから5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人)については、既に事業を廃止し、実体がない状態となっている可能性が高いため、このような登記をそのままにしておくと、犯罪の手段にもされかねず、商業登記制度に対する国民の信頼が損なわれることとなります。そこで、毎年、休眠会社等に対して法務大臣による公告を行い、2か月以内に役員変更等の登記又は事業を廃止していない旨の届出をしない場合には、みなし解散の登記をすることとしています。

■ デジタル社会の基盤－商業登記に基づく電子認証制度－

法務局では商業登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等に対して、商業登記電子証明書を発行しています。商業登記電子証明書とは、会社・法人の代表者本人であることを電子的に証明するもので、書面でいう印鑑証明書に代わるものです。商業登記電子証明書は、オンラインによる各種行政手続や電子商取引において、電子文書を受信した相手方には、その電子文書を作成したのが会社・法人の代表者本人であること、また、その電子文書が改ざんされていないことを証明するなど、デジタル社会に不可欠なものです。

■ 成年後見制度・成年後見登記制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分な状態にある方々に代わって成年後見人等が財産管理や各種契約の締結等を行うことなどにより、判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

また、成年後見登記制度は、登記官が裁判所によって選任される成年後見人等の権限や公正証書による任意後見契約の内容などを登記し、これらの登記事項を証明書として交付することで、その情報を公示しています。

■ 登記事務における取組

以上のような法整備とともに、高度情報化社会にふさわしい登記事務処理体制を確立するため、登記事務従事職員の要員体制の充実、事務の合理化及び機械化などの事務処理体制の整備、登記所の配置の適正化、庁舎の改善などの諸施策を進めています。

また、IT社会に対応するため、インターネットにより登記情報を確認することができる登記情報提供サービスなどを導入しているほか、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記及び成年後見登記についてオンラインによる登記申請が可能となっています。

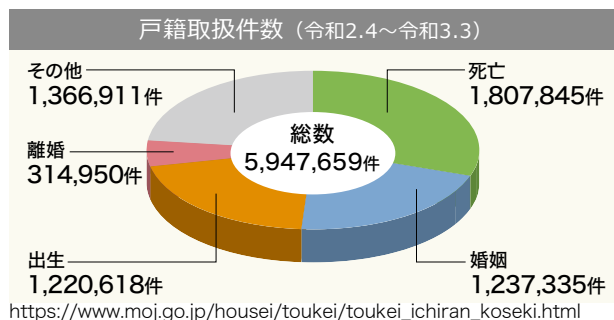
◆ 戸籍

戸籍は、人の出生から死亡に至るまでの親族関係を公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村において処理されていますが、戸籍事務が全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう国（法務局長・地方法務局長）が助言・勧告・指示等を行っています。

最近では、出生届がされず、戸籍が作られていない方々の存在が社会的に問題となっており、これらの方々が戸籍に記載されるための手続について、法務省ホームページにおいて案内を行っています。（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html）

なお、今後、法務省において新たなシステムを構築し、マイナンバー制度に基づく情報連携により社会保障手続の一部で戸籍謄抄本の添付省略が可能となるほか、戸籍に記載さ

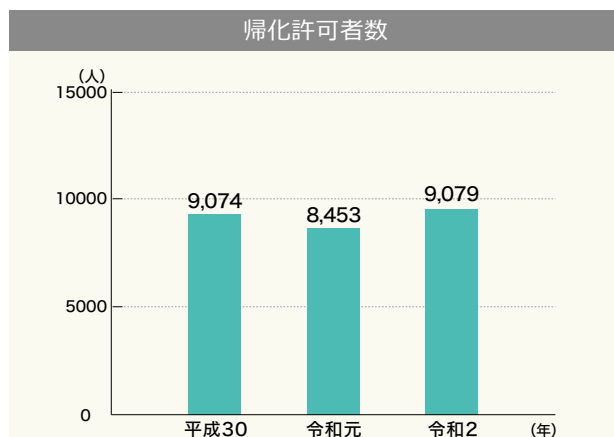
れている方等が本籍地以外の市区町村において戸籍証明書を取得することが可能となる予定です（令和5年度中の運用開始を予定）。



◆ 国籍

国籍は、人が特定の国の構成員であるための資格です。法務省では、日本国籍に関する様々な事務を行っています。具体的には、

- ① 外国人が日本の国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務
- ② 届出による日本国籍の取得に関する事務
- ③ 届出による日本国籍の離脱に関する事務
- ④ 国籍認定に関する事務
- ⑤ 国籍に関する相談 などがあります。



※令和4年4月1日から、民法の成年年齢の引き下げに伴い、帰化の条件等において、年齢が「20歳」から「18歳」（「22歳」から「20歳」）に引き下げられました。

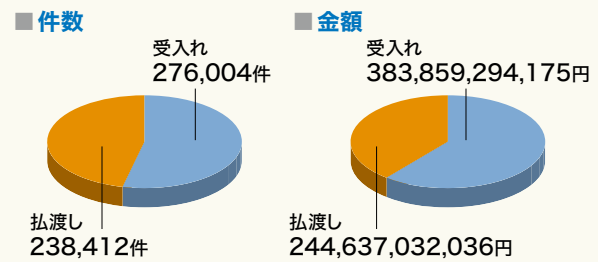
4 国民の基本的な権利の実現のために

◆ 供託

供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産を権利者に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度です。

また、IT社会に対応するため、オンラインによる供託を実施しているほか、申請者の負担を軽減するため、供託カードを用いた継続供託の申請及び大量事件用の専用ツールを用いた大量事件の一括申請も可能となっています。

供託件数（令和2.4～令和3.3）



◆ 遺言書保管

遺言書保管制度は、全国312か所の遺言書保管所（法務局・地方法務局の本局及び支局。一部出張所を含む。）で、自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度です。自筆証書遺言は、自書能力さえあれば、特別の費用も要さず作成することができ、遺言者にとって手軽で自由度が高いものですが、作成や保管に第三者の関与が不要であるため、相続開始後、遺言書の真正や内容について紛争が発生したり、遺言書の存在に気付かないまま遺産分割がされるリスクがあるといわれます。

そこで、本制度に基づき、保管の申請時に、民法に定められた自筆証書遺言の方式に関する外形的な確認を行い、遺言書の原本や画像情報等を記録して保管・管理することにより、それらのリスクが軽減されます。

保管された遺言書について、相続開始後、相続人等は、閲覧や遺言書情報証明書を取得して内容を確認することができます。相続人の一人が閲覧や証明書を取得した場合にはその他の相続人等に、遺言者の死亡の事実を確認した場合には指定した1名に、それぞれ遺言書が保管されていることを通知し、遺言書の存在が速やかに把握されることとなります。また、保管された遺言書は、家庭裁判所の検認が不要です。



遺言書ほかんガルー

◆ 公証制度

公証制度は、契約など私人の法律生活に関係のある事項について公に証明することを固有の職務とする公証人という国家機関を設けて、証書の作成等の方法により一定の事項を証明させる制度です。この制度は、例えば、契約作成の際にあらかじめ公証人が関与して内容の適法性・有効性をチェックすることにより、私権を保護するとともに、将来の民事上の紛争を未然に防止するものであり、いわゆる予防的司法制度の一つです。

公証人は、当事者その他の関係人の囑託により、遺言など

の公正証書の作成、私署証書の認証、株式会社などの定款の認証、確定日付の付与などを行っています。

また、電子的な文書についても、私署証書の認証、定款の認証、確定日付の付与、電子情報の保存及び証明が可能（電子公証制度）。

公証人は、法務大臣により任命され、その指導・監督も法務大臣（法務局長、地方法務局長）が行っています。現在、全国に約300の公証役場があり、約500人の公証人が配置されています。

民事基本法制の整備



Q 生活環境など、世の中はどんどん変わってきています。法律の見直しはあるのでしょうか？

A 民法、商法、会社法、民事訴訟法などの民事に関する基本法令には、国民の日常生活や経済取引の基本的なルールを定めるもの、家族制度、裁判の手続を定めるものなど、様々なものがあります。近年、我が国の社会・経済情勢の変化や国民の意識の多様化には著しいものがありますから、法務省では、民事に関する基本法令がこれらの変化に対応し、今の時代に適合したものとなるように、必要な検討や見直しを行っています。また、民事に関する基本法令を所管する立場から、他の府省庁の所管する法令案が基本法令と整合性のとれたものとなるように意見を述べるなどしています。

●成年年齢が18歳に引き下げられました。

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになりました。

例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、といったことができるようになりました。

他方で、飲酒や、喫煙をすることができる年齢、競馬や競輪の投票券を購入することができる年齢等、20歳という年齢が維持されたものもあります。

●民法関係

平成29年には、債権関係の規定の全般的な見直しを内容とする民法改正を行いました。

平成30年には、民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女ともに18歳にする改正をしました。

また、相続に関する規定の見直しを内容とする民法改正を行ったほか、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けました。

令和元年には、特別養子制度について、対象年齢の拡大などを内容とする民法改正を行いました。

さらに、令和3年には、所有者不明土地問題を解決する観点から、民法及び不動産登記法等の改正を行ったほか、相続等により取得した土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度を新たに設けました。そのほか、児童虐待の防止や無戸籍者問題の解消の観点から懲戒権の規定や嫡出推定制度の見直しに向けた検討をしています。

●所有者不明土地をなくすための新しい制度が、令和5年4月以降、順次施行されます。

令和3年4月に、所有者不明土地問題を抜本的に解決

するための民事基本法制の見直しが行われ、令和5年以降、順次施行されることになりました。

まず、「発生予防」の観点から、不動産登記法を改正し、これまで任意とされていた相続登記や住所変更登記の申請を義務化しつつ、それらの手続の簡素化・合理化策がパッケージで講じられたほか、新法を制定し、相続によって土地を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができるようになります。

また、「利用の円滑化」の観点から、民法等を改正し、所有者不明土地の管理に特化した所有者不明土地管理制度を創設するなどの措置も講じられています。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

詳しくは、こちらの法務省ホームページをチェック!



●商法・会社法関係

平成30年には、運送・海商(海上運送など、海上において船舶により営まれる企業活動)に関する規定の見直しを内容とする商法等の一部改正を行いました。

また、令和元年には、株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の濫用的な行使を制限するための規定の整備、取締役に対する報酬の付与や費用の補償等に関する規定の整備、監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務付け等を内容とする会社法の一部改正を行いました。今回の改正により、日本企業のコーポレート・ガバナンスが更に向上し、日本企業の競争力や日本企業に対する内外の投資家からの信頼がより高まり、ひいては、日本経済の成長に大きく寄与するものと期待されます。

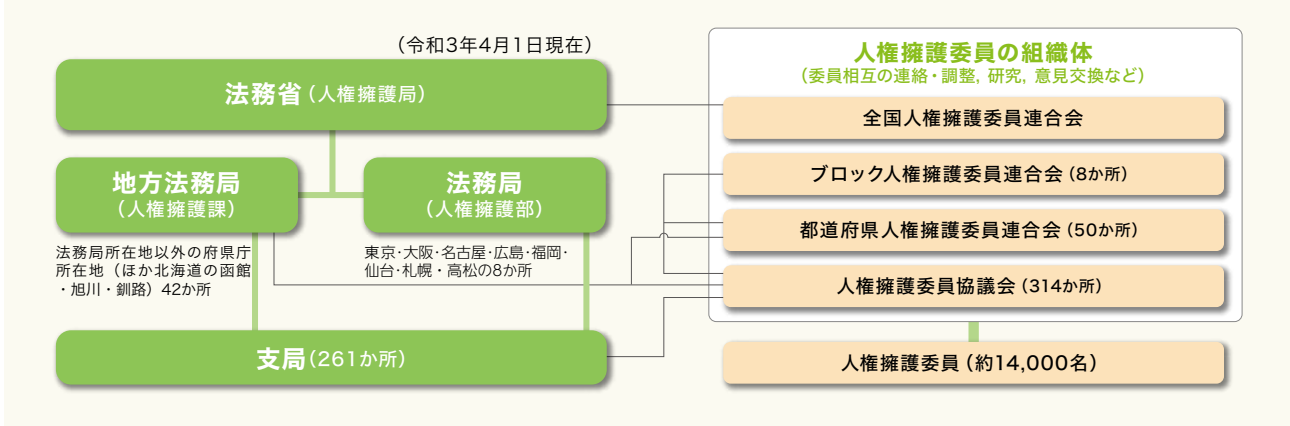
●民事手続法関係

令和2年4月に、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるための規定等を整備した民事執行法等一部改正法が施行されました。第三者からの情報取得手続については、令和3年5月から、未施行であった部分を含む全ての情報(預貯金・株式等、不動産、勤務先の情報)の取得手続が利用可能になりました。

また、民事裁判に関する手続をより利用しやすくなる観点から、民事訴訟手続のほか、家事事件手続、民事保全、執行、倒産手続等のIT化に向けた検討に取り組んでいます。

人権擁護（人権相談、調査救済、人権啓発等）

法務省の人権擁護機関の組織図



■ 人権相談

人権問題に関する各種の相談を受け、相談内容に応じた助言などを行います。人権侵害の疑いのあるものについては、相談者の意向を確認の上、人権侵害事件として調査を開始する場合があります。相談は、あらゆる人権問題について受け付けています。相談は無料で、難しい手続は必要ありません。相談内容についての秘密は厳守します。

● 相談体制

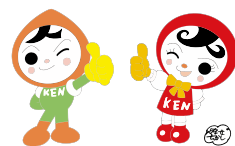
全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を常設し、面談による相談、電話やインターネット（SNSを含む）を利用した相談を受け付けているほか、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、10言語に対応した「外国人のための人権相談所」、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設しています。

● 子どもの人権SOSミニレター

全国の法務局・地方法務局では、学校におけるいじめや体罰、家庭内での虐待などの子どもの人権問題に対する取組として、全国の小中学校の児童・生徒を対象に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒、料金受取人払）を配布し、手紙による相談に積極的に応じています。



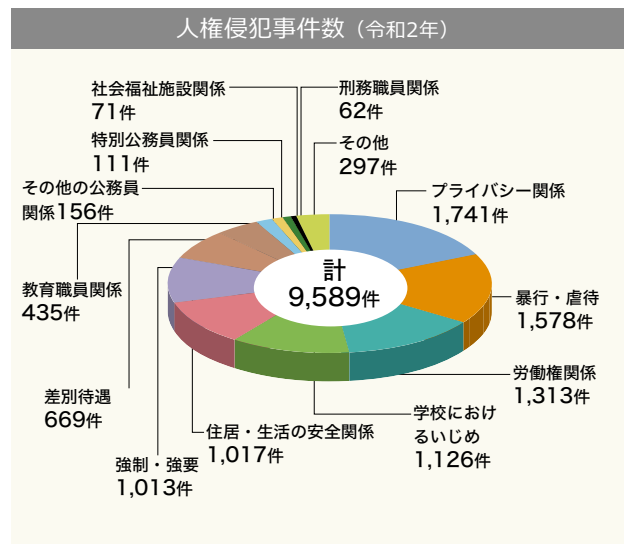
子どもの人権SOSミニレター（小学生用）



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

■ 人権侵害事件の調査救済

人権侵害事件（人権が侵害された疑いのある案件）には、女性、子ども、高齢者などに対する暴行・虐待、学校におけるいじめ、セクハラ、パワハラ、ストーカーなどの強制・強要、インターネット上の誹謗中傷など様々なケースがあります。これらの人権侵害事件については、被害者に対する援助（関係官公署その他の機関の紹介、法律的なアドバイスなど）や当事者間の関係の調整を行ったり、人権侵害の事実が認められるときには、相手方に対して説示・勧告といった措置を講じるなどして、被害の救済及び予防に努めています。



■ 人権啓発

法務省の人権擁護機関では、皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために様々な活動を行っています。

具体的には、シンポジウム・講演会等の各種イベントの開催、人権教室や各種研修の実施、テレビ・ラジオ等による放送、新聞・広報誌への掲載、インターネット広告の実施等、様々な活動を行っています。これらの活動を「人権啓発活動」といいます。

人権啓発活動は、人権侵害を未然に防ぐために必要不可欠なものです。

● 子どもを対象とした人権啓発活動

《全国中学生人権作文コンテスト》

中学生が人権についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることなどを目的とした人権啓発活動です。

《人権教室》

いじめなどについて考える機会をすることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得することなどを目的とした人権啓発活動であり、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生を対象に実施しています。

《人権の花運動》

子どもたちが協力して花の種子や球根を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権啓発活動であり、主に小学生を対象に実施しています。



ポスター「啓発活動重点目標」



人権教室



人権の花運動

相談窓口案内



英語
中国語
韓国語
フィリピン語
ポルトガル語
ベトナム語
ネパール語
スペイン語
インドネシア語
タイ語

みんなの人権 110番 **0570 003 110** (全国共通)

子どもの人権 110番 **0120 007 110** (全国共通・無料)

女性の人権ホットライン **0570 070 810** (全国共通)

外国語
人権相談ダイヤル **0570 090 911** (全国共通)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん

ぜろぜろななのひやくとおばん

ぜろなゼロのハートライン



パソコン
スマートフォン
携帯電話



<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

クリック

検索

■ 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの方々です。人権擁護委員制度は、民間の人と国とが車の両輪となって地域住民の人権を守るのが望ましいという考えから、昭和23年に導入されたもので、現在、全国各地の市町村

に約14,000名(うち女性委員は約6,600名)が配置されており、法務局・地方法務局の職員とともに人権啓発活動や人権相談等により人権問題の解決に当たっています。

法律サービス関連

■ 弁護士資格認定制度

弁護士資格は、原則として、司法試験に合格し、司法修習を終えた者に付与されますが、その特例として、司法試験合格後、企業等で一定の実務経験を経た者について、法務大臣の認定により弁護士資格が付与される制度が「弁護士資格認定制度」です。

法務省では、弁護士資格の認定に関する事務を行っています。

■ 外国法事務弁護士

外国法事務弁護士の制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、資格取得国法に関する一定の法律事務の取扱いを認める制度です。

外国法事務弁護士になるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に基づき法務大臣から承認され、日本弁護士連合会に備える名簿に登録を受ける必要があります。

法務省では、外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務を行っています。

■ 債権回収会社（サービサー）制度

不良債権処理を促進し、国民経済の健全な発展に資する目的から、弁護士法の特例として、債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法、平成10年法律第126号）が平成11年2月1日に施行されました。

法務大臣の許可を受けた債権回収会社（サービサー）は、サービサー法に規定する特定金銭債権の管理や回収を行うことができます。

法務省では、債権管理回収業の許認可などに関する審査事務やサービサーの適正な運営を確保するための立入検査などの監督事務を行っています。

■ 認証紛争解決事業者

司法制度改革の一環として、平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」は、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。）の利用の促進を図るため、民間紛争解決手続（民事上の紛争について民間事業者の行う調停・あっせん等）の業務を対象として、法令の定める基準・要件を満たし、適正と認められるものを法務大臣が認証する制度を定めています。

認証紛争解決事業者（法務大臣の認証を受けた民間事

業者）は、国民の多様なニーズに的確に対応するため、専門的な知識経験をいかして紛争解決に当たります。

認証紛争解決事業者は、制度が開始された平成19年度は10事業者でしたが、平成30年度には150事業者を超え、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となりました。

法務省では、この民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務を取り扱っており、認証紛争解決事業者が行う調停等の手続が身近な紛争解決手段として広く利用されるような様々な取組を行っています。



■ 司法書士

司法書士は、他人の依頼を受けて、不動産登記や商業・法人登記の手続の代理、裁判所への提出書類の作成等を行うことを業務とし、国民の権利利益の保護に寄与することを目的とする法律専門職種です。平成15年からは、所定の研修を修了して法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における民事訴訟手続等を代理して行うこともできるようになり、また、同18年からは、一定範囲での筆界特定の手続の代理等を行うこともできるようになりました。

司法書士制度は、法務省が所管しています。

■ 土地家屋調査士

土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量、不動産の表示登記の申請手続等を行うことを業務とし、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与しています。平成18年からは、筆界特定の手続の代理を行うことができるようになり、また、所定の研修を修了して法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続であって、法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件に代理して行うこともできるようになりました。

土地家屋調査士制度は、法務省が所管しています。

日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度

■ 総合法律支援構想とは

平成16年の通常国会において、総合法律支援法が成立しました。同法は、司法を国民により身近なものとするため、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援体制を整備しようという構想（総合法律支援構想）を具体化したものです。

● 日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援構想の中核となる運営主体は、日本司法支援センター（法テラス）という独立行政法人の枠組みに従って設立された法人であり、法務省がこの法人の主務省となります。

法テラスは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とし、平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始しています。「法テラス」という通称には、「法律でトラブル解決への道を示すことで、悩んでいる方のもやもやとした心に光を照らしたい」「みんながくつろげる陽当たりのよいテラスのような場所にしたい」という思いが込められています。

■ 法テラスが行う業務

法テラスの行う主な業務は、総合法律支援法第30条第1項に規定されている以下の5つの業務です。

- ① 情報提供業務
- ② 民事法律扶助業務
- ③ 国選弁護等関連業務
- ④ 司法過疎対策業務
- ⑤ 犯罪被害者支援業務

これらの業務のために求められる関係機関との連携構築も法テラスの業務のひとつです。また、法テラスは、これらに支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人などからの委託による業務を行うことができます（同条第2項）。

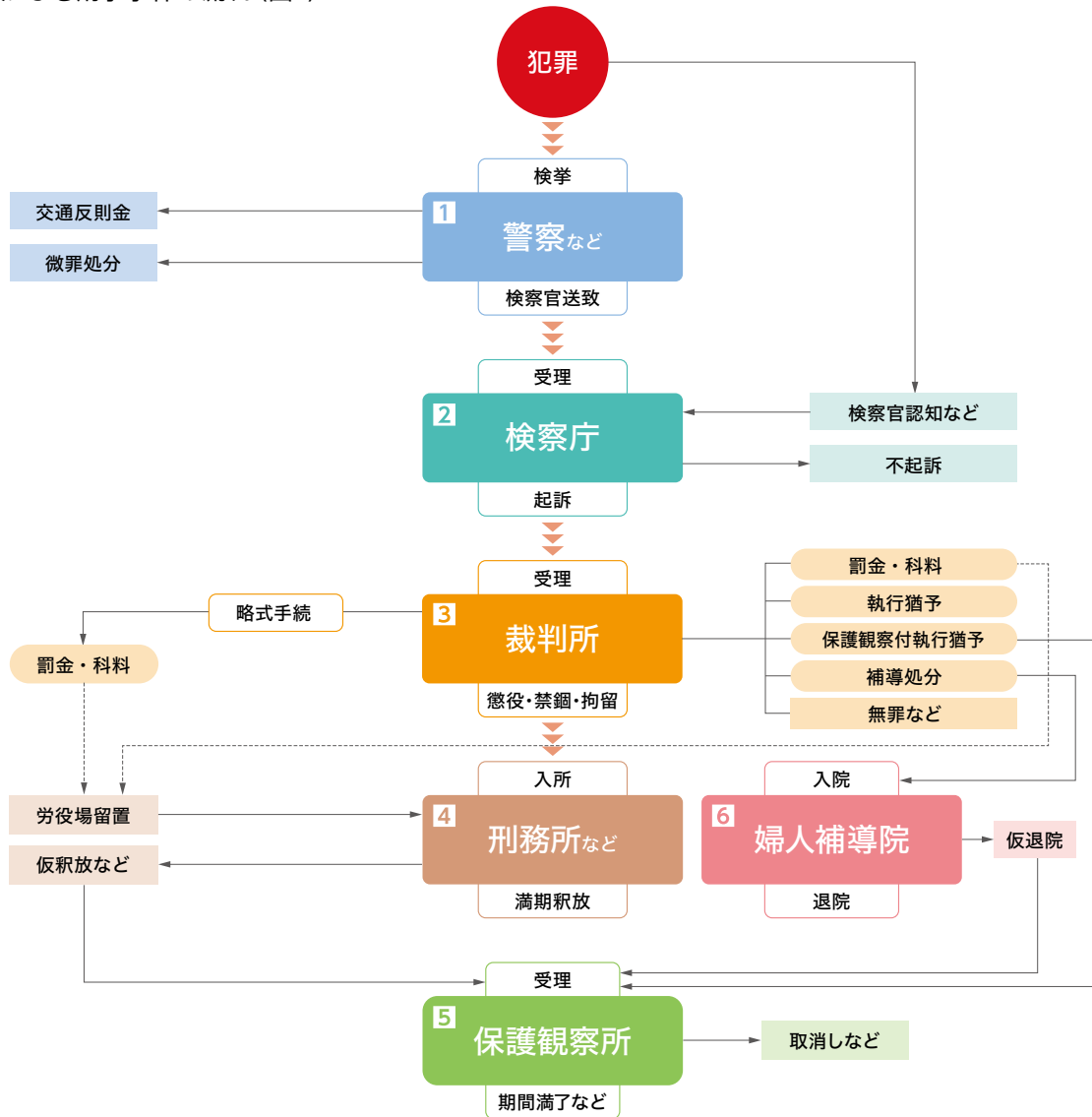


5 適正な刑事政策の遂行

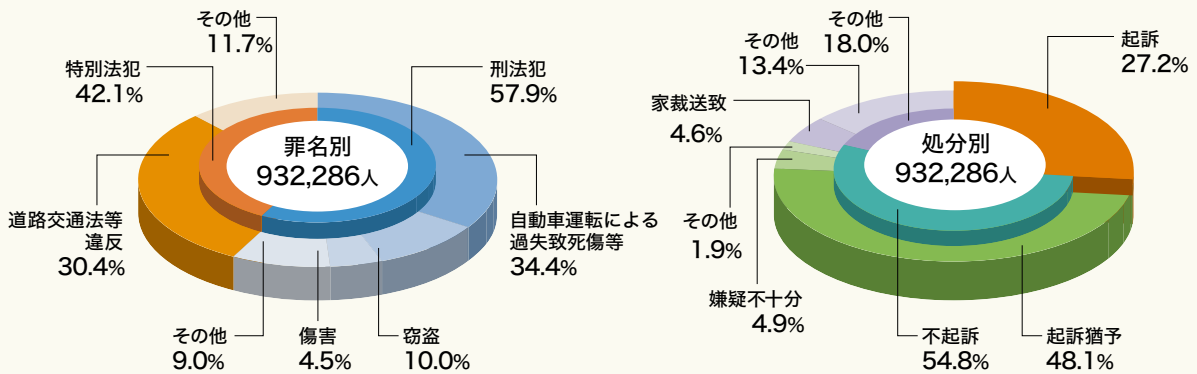


成人による刑事事件の流れ

■ 成人による刑事事件の流れ〈図1〉



全国の検察庁処理事件（令和2年）



(注) 各構成比は四捨五入してあるので、その合計は必ずしも100とならない。

●成人による刑事事件の流れを示したものが〈図1〉です。

① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

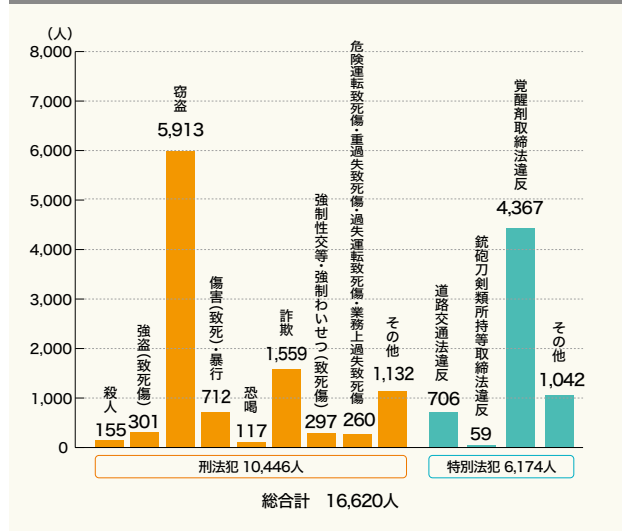
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

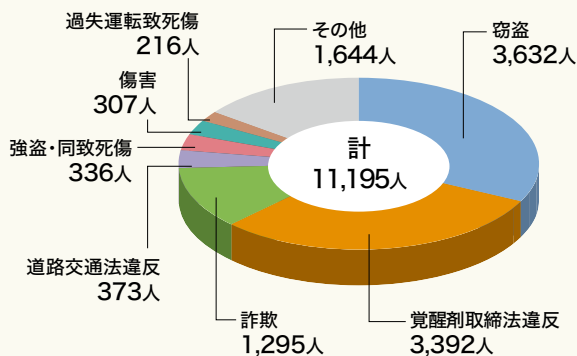
売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

罪名別新収容受刑者数（令和2年）

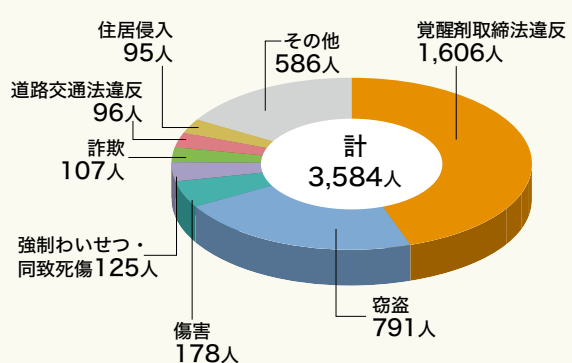


罪名別保護観察開始人員（令和2年）

■ 仮釈放者



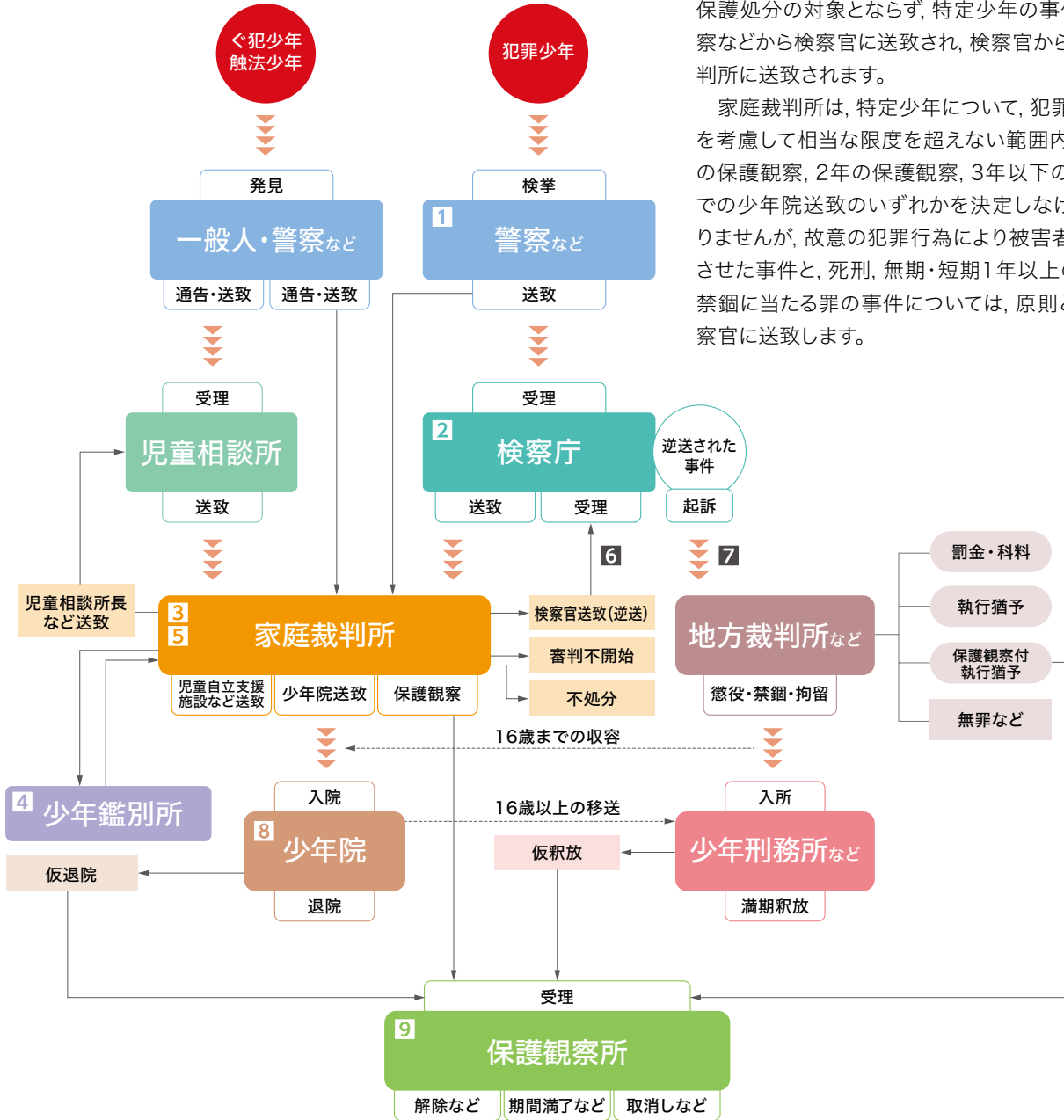
■ 保護観察付執行猶予者



(注) 仮釈放者：刑事施設からの仮釈放を許された者 保護観察付執行猶予者：裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者

少年非行の処理

■ 非行少年に関する手続の流れ〈図2〉



特定少年の特例について(令和4年4月1日施行)

特定少年(18歳及び19歳の者)は、ぐ犯による保護処分の対象とならず、特定少年の事件は、警察などから検察官に送致され、検察官から家庭裁判所に送致されます。

家庭裁判所は、特定少年について、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で、6月の保護観察、2年の保護観察、3年以下の範囲内での少年院送致のいずれかを決定しなければなりません。故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件と、死刑、無期・短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件については、原則として検察官に送致します。

矯正施設を支える民間ボランティア等

全国の矯正施設は、篤志面接委員、教諭師などの民間ボランティアの方々に支えられています。

篤志面接委員とは、収容されている人たちに面接相談やクラブ活動の指導等を行い、改善更生と円滑な社会復帰を手助けする方々です。

教諭師とは、信教の自由を保障するため、収容されている人たちの宗教上の希望に応じて宗教教諭活動を行う方々です。



篤志面接委員

●非行少年に関する手続の流れを示したものが〈図2〉です。

① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、**ぐ犯**(犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。)などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないとき、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要があると認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分を付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

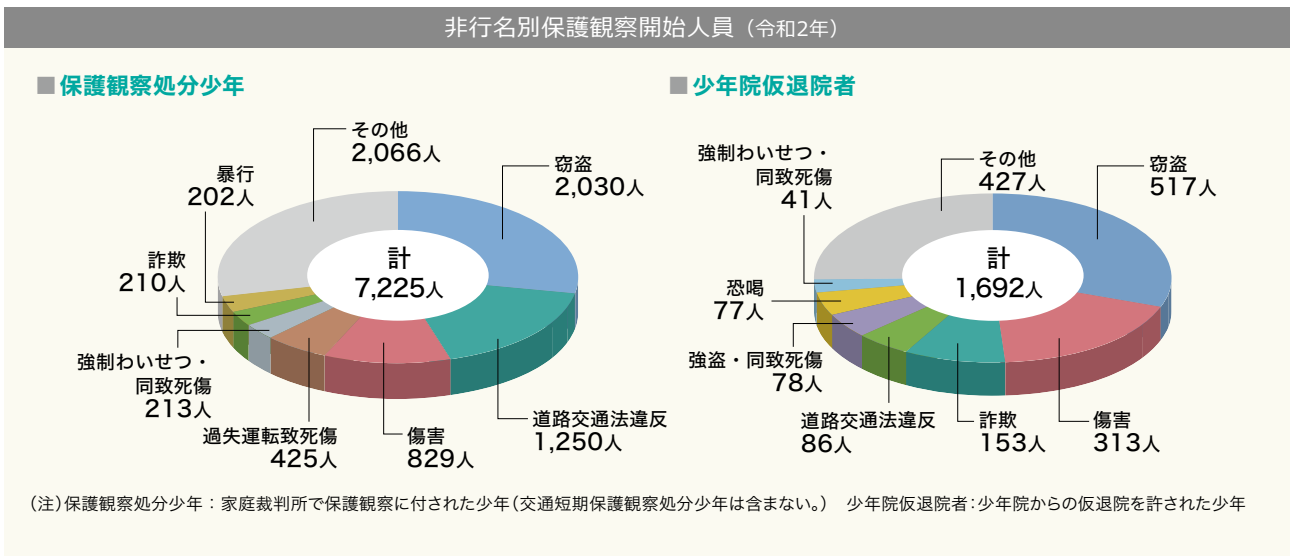
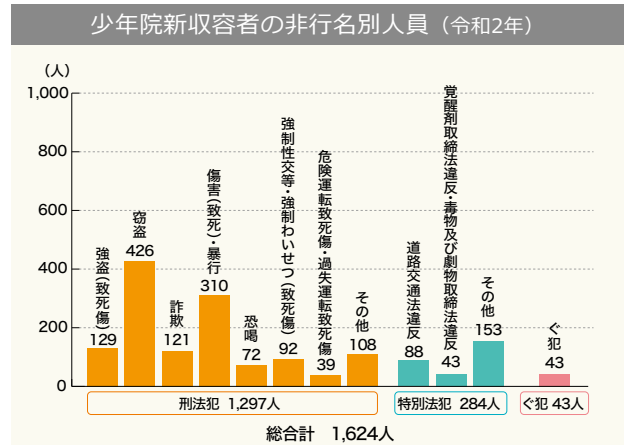
なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種、第3種又は第5種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。16歳未満の少年受刑者は、必要に応じて第4種少年院に収容されます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。



更生保護とは

犯罪をした人や非行のある少年が通常の社会生活を送りながら、善良な社会の一員として立ち直ることができるよう、指導・援助する制度です。国の機関と民間のボランティアが協働して取り組んでいます。

地方更生保護委員会

全国に8か所あり、それぞれ高等裁判所の管轄区域ごとに置かれています。主に刑務所や少年院などに収容されている人たちの仮釈放等の決定や、仮釈放中の人が決められたことを守らなかった場合の仮釈放の取消しの決定などを行います。

保護観察所

全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれています。主に、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などに対する保護観察などを実施しています。また、地域の様々な人々と連携しながら犯罪や非行を防止する活動を推進しています。

保護観察官

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学、教育学、福祉及び社会学等の専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年たちを通常の社会生活の中で指導し、援助しているほか、犯罪や非行を防止する活動の推進や犯罪被害にあった人の相談・支援などを行っています。

保護司

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、全国に約4万6,000人います。地域の事情や慣習をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と協働して犯罪をした人や非行のある少年たちを通常の社会生活の中で指導し、援助しているほか、犯罪や非行の防止のための地域社会における啓発活動や、犯罪被害にあった人の相談・支援などを行っています。

なお、保護司の身分は非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。

保護司記章

故吉田左源二東京芸術大学名誉教授のデザインによるもので、18枚の菊の花弁にひまわりと旭日が重ね合わされ、輪郭の輪には人の和が、紅布地には人々の心・熱情が表されています。



更生保護施設

保護観察を受けている人たちや刑務所から出所した人たちなどのうち、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、職業補導などを行い、その人たちが1日も早く自立できるよう支援活動を行っています。全国で103施設あり、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である更生保護法人等が運営しています。



ある更生保護施設の外観

更生保護女性会

女性の立場で地域の犯罪予防と犯罪をした人や非行のある少年たちの改善更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体です。会員は、全国で約14万1,000人おり、犯罪・非行予防のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活動、更生保護施設での更生支援活動、保護観察中の人の社会貢献活動への協力、刑務所や少年院の訪問・激励など、地域に根ざした幅広い活動をしています。

BBS会

BBS(Big Brothers and Sisters Movement)会は、非行など様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のような身近な存在として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティア団体です。会員は約4,400人おり、少年たちと触れ合う「ともだち活動」などを行い、彼らの成長や自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指して非行防止活動を行っています。

更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」



協力雇用主

犯罪や非行歴のある人たちを雇用し、その自立及び社会復帰に協力する事業主です。単に雇用するだけでなく、その人たちの心情もよく理解して安定した職場を提供している協力雇用主は、更生保護に大きな貢献をしています。

全国で約2万5,000の事業主に協力雇用主として協力をいただいています。

更生保護ボランティアに参加してみませんか？

罪を犯した人たちが社会の一員として立ち直るためには、国による働き掛けだけでは十分な効果を上げることはできません。保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主などの更生保護ボランティアの方々の活動が大きな力となっています。

このような活動への参加に関心のある方は最寄りの保護観察所に御連絡ください。

Youtube法務省チャンネルで更生保護ボランティアにまつわる動画を公開中です！



自立更生促進センター

自立更生促進センターは、国が設置・運営する施設で、仮釈放者や少年院仮退院者等のうち、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない者を対象に、宿泊場所を提供し、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援等を行っています。

このうち、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設を「自立更生促進センター」と呼び、主として農業等の職業訓練を行う施設を「就業支援センター」と呼んでいます。現在、福島市及び北九州市に自立更生促進センターを、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に就業支援センターを、それぞれ設置・運営しています。



北九州自立更生促進センター
(福岡県北九州市)



沼田町就業支援センター
(北海道雨竜郡沼田町)

心神喪失者等医療観察制度に基づく取組

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った人に対し、適切な医療並びに必要な観察及び指導を行うことで、同様の行為の再発の防止を図るとともに、その人の社会復帰を促進するための制度です。

保護観察所には、専門スタッフとして、精神保健福祉士の資格などを有する「社会復帰調整官」が配置され、厚生労働大臣の指定する医療機関や地域の関係機関と連携して、対象となる人の社会復帰の促進を図っています。

刑の一部の執行猶予制度

刑の一部の執行猶予制度は、「刑法」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」に基づくもので、平成28年6月から施行されています。この制度は、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す際に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間について1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することを可能とするもので、刑事施設内での処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的とした制度です。

この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの者については裁量的に、薬物使用等の罪で受刑歴がある人は必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなります。

民間協力者の活動の推進

■ 保護司の安定的確保

保護司は、刑務所出所者等の立ち直りを地域で支えるとともに、地域社会や関係機関・団体等への多様な働き掛けを通じて、犯罪や非行を生まない地域づくりに大きく貢献しており、安全・安心な社会の構築のため、必要不可欠な存在です。しかし、近年、地域の間人関係の希薄化といった社会情勢の変容等の影響もあり、その数は年々減少傾向にあります。保護司の減少は地域の力の低下にもつながるものであり、保護司の適任者確保に向けた取組を緊急かつ強力に推進していくことは、更生保護の最重要課題の一つとなっています。

法務省では、この課題に対応して、様々な取組を進めています。例えば、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業等の地域住民の方の中から保護司適任者を見出すための「保護司候補者検討協議会」や、地域の方々に保護司活動を体験してもらう「保護司活動インターンシップ」を実施しているほか、保護司活動の拠点となる「更生保護サポートセンター」を全国に整備しています。また、近年は広報活動にも力を入れており、業界団体等の構成員を対象とした保護司活動に関するセミナーの開催や保護司を題材にした広報動画の作成等を行っています。

今後も国と保護司組織が一体となって、世界に誇る我が国の保護司制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう、保護司の適任者確保や保護司活動の支援に努めていきます。

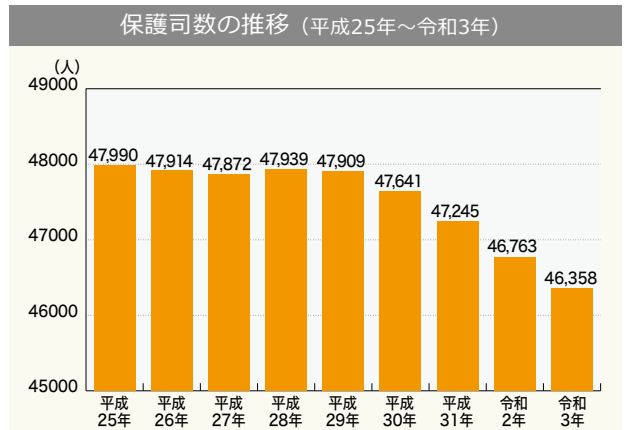
■ 更生保護における民間資金の活用について

「再犯防止推進計画」（平成29年12月決定）や「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月決定）においては、更生保護に携わる民間協力者の活動基盤をより強固なものとするため、クラウドファンディングや基金等を含め、民間資金の活用を促進していくこととされています。民間協力者の財政基盤は脆弱であることが多く、現在尽力されている民間協力者の活動は、関係者の熱意によって行われていることが少なくないためです。

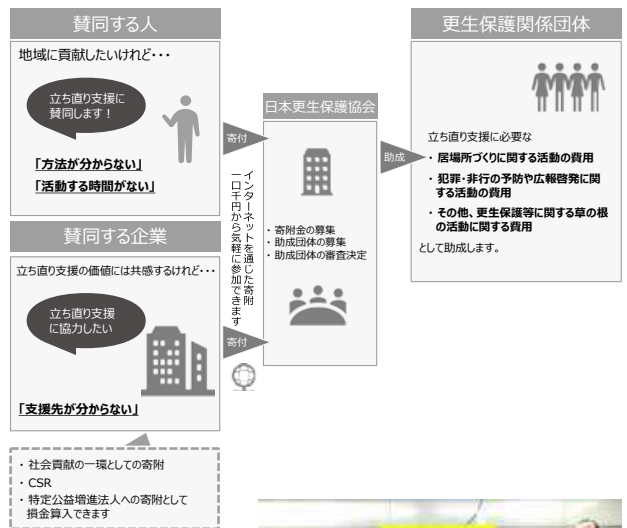
そのことを踏まえ、令和2年8月、更生保護法人日本更生保護協会において「立ち直り応援基金」が創設されました。これは、犯罪や非行からの立ち直りに賛同してくださる個人、企業、団体等からインターネット等を通じて広く寄附を募り、集めた寄附金を、立ち直りを支える全国各地の草の根の活動に助成していくものです。この基金の仕組みを通じて、新たな被害者も加害者も生まない、安全・安心な地域社会を我が国全体で支え合う基盤づくりを目指しています。立ち直り応援基金の概要については、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」に掲載されていますので、御覧ください。



更生保護サポートセンター



※各年1月1日現在



立ち直り応援基金寄附型自動販売機

矯正施設における処遇等の充実・強化

■ 刑事収容施設法の円滑な実施

監獄法を全面改正した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(刑事収容施設法)に基づき、被収容者の人権を尊重した適正な処遇を行うとともに、これらの実現を支えるべく、施設整備、人的体制の強化、事務の合理化・機械化等に努めています。

さらに、諸外国の例を参考としながら、民間の資金、創意工夫やノウハウを活用した、いわゆるPFI手法による刑事施設の運営を一部で行っていますが、そこでは、従来の刑務所には見られなかった、(公財)日本盲導犬協会の協力による盲導犬パピー育成プログラムを取り入れるなど、矯正処遇の充実・発展を図っています。

法務省では、今後も、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現に寄与すべく、受刑者の再犯防止に向け、不断の努力を重ねて、刑事収容施設法の円滑な実施等に取り組んでまいります。

■ 少年鑑別所における鑑別及び地域援助活動の強化

再非行防止に向けて、再非行の可能性や教育上の必要性を把握するための新たな調査方式(法務省式ケースアセスメントツール(MJCA))を開発・導入し、鑑別の精度向上に努めています。

また、少年院、保護観察所等の機関の求めに応じ、保護処分中の者に対する鑑別を実施し、再非行防止のための処遇の充実に努めています。

さらに、法務少年支援センターという名称の下で、犯罪や非行に関連する問題(犯罪、非行や不良行為、家庭でのしつけや悩み、職場・学校などでのトラブル、人間関係の問題など)について、ご本人やご家族などからの相談に応じるほか、学校や関係機関が主催する研修会、講演会などで、非行、犯罪、子育て、青少年に対する教育・指導方法などについての説明を行っています。

ご希望がありましたら、どうぞお気軽に、最寄りの少年鑑別所の窓口にご相談ください。

5

適正な刑事政策の遂行

PICK UP!

少年矯正の運営強化



Q

少年犯罪のニュースをよく耳にします。どんな対策をしていますか？

A

再非行防止に向けた取組を強化しています。

●新少年院法に基づく矯正教育の充実強化

平成27年6月から新少年院法が施行されました。この法律の下、少年院では、在院者一人一人の特性に応じた個人別矯正教育計画を策定し、薬物や性非行、家族関係等、個々の課題に応じたプログラムを実施しています。また、職業指導では、就労に必要な各種の資格取得のための指導や、社会人としての基礎マナー等の職場定着に必要な指導を行うなど、再非行の防止に向けて、適切な矯正教育を実施しています。

●少年院における社会復帰支援の法定化

再非行を防止するためには、多様な矯正教育の実施だけではなく、非行少年が円滑に社会復帰できるようにするための支援も重要です。新少年院法では、社会復帰支援が少年院の責務として盛り込まれました。具体的には、就労の支援や帰住先の確保等に加え、高等学校等への復学・転入学に関する修学の支援につ

いても、積極的に実施しています。

●少年鑑別所法に基づく的確な鑑別の実施

新たに少年鑑別所法も施行されました。新しい法律では、少年院在院者を一定期間、非行の原因を解明して処遇方針を立てる専門機関である少年鑑別所に収容することが可能になり、より詳細な鑑別を実施できるようになりました。

●法務少年支援センター(少年鑑別所)による地域援助

地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」の名称を用いて、専門的な知見・技術を活用し、一般の方々や学校・教育機関等からの相談等に応じています。





PICK UP!



法務省が進める「司法外交」と今後の展望

Q 法務省は国際社会とどう関わっていますか？



A 法務省は、全ての人がルールの下で安全・安心に暮らせる社会を実現するために必要な「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった基本的価値を日本から世界に発信し、世界各国でそのような社会を実現させていくための取組として「司法外交」を推進しています。

司法外交の推進は、各国の経済成長を支える司法インフラを整備し、持続可能な発展に貢献するものであるとともに、国際社会における我が国の存在感と価値を高める意味でも大変重要です。また、司法外交は、国際社会全体の重要課題である「持続可能な開発目標(SDGs)」, とりわけ、ゴール16に掲げられた「平和で包摂的な社会」の実現に寄与するものです。

法務省では、司法外交を推進するため、これまで、
①アジア地域を中心に開発途上国等の法律や司法制度の整備、これを運用する人材の育成などの積極的な法制度整備支援の推進
②国際法務人材の育成及び人材の派遣等を通じた国際機関等との連携の強化
③国際的な商取引をめぐる紛争を解決する手続として世界的に利用されている国際仲裁を、我が国で活性化するための施設整備、人材育成及び国内外の企業に対する周知啓発などに努めてきました。

今後、法務省は、これらの取組を引き続き推進・強化するとともに、令和3年3月に我が国で開催された、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の会議である第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 कांग्रेस)の成果文書として採択された「京都宣言」に盛り込まれた内容の着実な実施にリーダーシップを発揮することや、日ASEAN友好協力50周年に当たる2023年に日ASEAN特別法務大臣会合を実施し、多国間の連携をさらに強化することなど、司法外交を次のステージへと進めるべく、様々な取組を一層加速させていきます。

※持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会を実現するための17のゴールから構成されています。



詳しくは法務省ホームページの「法務省におけるSDGs推進の取組」のコーナーに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00007.html



第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 कांग्रेस)の成果展開

第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都 कांग्रेस)は、2021年3月7日から12日までの6日間、京都で開催されました。

कांग्रेसは、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、京都 कांग्रेसでは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマとして議論が行われ、成果文書として、同分野における国連及び加盟国の中長期的な指針となる「京都宣言」が採択されました。

法務省では、「京都宣言」の内容を着実に実施すべく、①法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムの定期開催、②アジア太平洋刑事司法フォーラムの創設及び定期開催、③再犯防止国連準則策定の主導といった3つの取組を実施しています。



京都 कांग्रेस開会式の写真

2021年10月9日及び10日には、東京で第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムが開催されました。41か国から約120名の若者が議論に参加し、議論の結果は、「勧告」として採択され、国連の犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)に提出されました。

2022年2月14日及び15日には、同じく東京で第1回アジア太平洋刑事司法フォーラムが開催されました。20の国・機関から刑事司法・犯罪防止分野における実務家が参加して議論を行い、同分野における情報共有がなされました。

再犯防止国連準則については、我が国が主導して、準則策定に向けた国連におけるプロセスが開始されました。



第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム分科会



国際協力の推進

法務省では、開発途上国等に対し、法の支配の確立による安全・安心な社会の実現を支援する国際協力を行っています。国際協力を通じて、法の支配による良い統治(グッド・ガバナンス)を確立・普及させていくことは、それらの国々の健全な発展や地域の安定に資するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、経済活動の促進等にもつながる重要な国際貢献です。

民商事法の分野では、法務総合研究所国際協力部(ICD: International Cooperation Department)による活動を中心に、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア等のアジア諸国を含む10か国以上の国々に対し、基本法令等の起草、法令を運用する司法関係機関の機能強化、法律実務家等の人材育成といった法制度整備支援を実施しています。成果として、これまでに、支援対象国において、民法や民事訴訟法等が成立し、法律の各種解説書が完成したほか、司法機関で活躍する人材が多く育っています。

また、国連との協定に基づき法務総合研究所国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders)では、1962年(昭和37年)以来、アジアを始めとする世界の開発途上国等の刑事司法に携わる実務家(警察官、検察官、裁判官、刑務所職員及び保護観察官等)を対象として犯罪対策や犯罪者の処遇に関する研修等を実施しており、今年で創立60周年を迎えます。UNAFEIの研修には、これまでに141の国・地域から6,100名を超える実務家が参加しています(令和3年12月末日現在)。研修同窓生の多くは、それぞれの国・地域において法務大臣や検事総長・最高裁長官等に就任するなど、司法分野における指導的な役割を担って大いに活躍しており、その人的ネットワークは、我が国と世界各国の刑事司法関係者との良好な関係の礎となっています。

このほか、矯正建築分野では、施設課が20年以上にわたりタイ王国等への技術支援を続けており、平成24年からは、これまでの支援の成果をアジア諸国に広げる機会としてアジア矯正建築会議(ACCFA: Asian Conference of Correctional Facilities, Architects and Planners)を設立し、これまで計8回の会議が開催され、第1回及び第8回の会議は日本で開催されました。次回第9回会議については、令和4年に日本とともに本会議を主導しているタイ王国での開催を予定しています。



国際研修の様子



派遣専門家の活動の様子



詳しくは法務省ホームページの「法務省の国際協力業務」のコーナーに掲載しています。



https://www.moj.go.jp/housouken/housou_kyouryoc_index.html

国際仲裁の活性化

経済や金融のグローバル化が進展する中、法務省では、国際仲裁の活性化に向けた取組を進めています。

国際仲裁とは、国際商取引をめぐる法的紛争について、紛争当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続です。国際仲裁には、160か国以上が加盟するニューヨーク条約により外国における執行が容易であること、原則として非公開であり企業秘密が守られること、専門的・中立的な仲裁人を当事者が選ぶことができること等の様々なメリットがあり、国際仲裁は国際商取引における紛争解決のグローバル・スタンダードとなっています。しかしながら、我が国における国際仲裁の利用はいまだに低調に推移しており、日本企業の国際商取引や海外進出、さらには海外からの投資を更に促進し、日本経済や金融を活性化するためには、司法インフラの一つとして国際仲裁を活性化することが急務となっています。

政府では、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」を取りまとめました。これを受け、法務省では、令和元年度から5年間、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査業務を行っており、国内外の企業等に対する広報・意識啓発、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、国際仲裁の専用施設の整備等の各施策を包括的かつ実効的に進めています。その一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門にオープンした仲裁専用施設は、円滑なリモート審問の実施や仲裁に関連した国際会議を可能とする最先端のICT設備を有しています。

日本がアジアにおける国際的な法的紛争解決拠点となることができるよう、法務省は、関係機関と連携して、引き続き、精力的な取組を進めていきます。

国際的な法的紛争解決に関する取組強化

急速なグローバル化の進展に伴い、我が国が主導して自由で公正なルールに基づく国際経済体制を構築することは政府全体として取り組むべき喫緊の課題となっています。

その一環として、法務省は、国際商取引法の調和等を目的とする国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際機関の活動に積極的に貢献し、我が国の国内法制と親和性のある国際ルールが形成されるよう活動を展開するとともに、ルールの解釈適用を行う各種紛争解決機関との協力関係も強化しています。

また、近時の国際商取引法分野のルール形成に対する国際社会の関心の高まりを受け、法務省は、外務省と連携して、国連を舞台として、UNCITRALの構成の改革の必要性を訴え、構成国数を現行の60から増やすことを提案し、コーディネーターとして約2年をかけて構成国数を70とする決議案を取り

まとめ、この決議案は、2021年12月の国連総会において全会一致で採択されました。さらに、国際仲裁をはじめとする紛争解決手続の急速なIT化の流れを受けて生じた手続保障や公平性などに対する新たな懸念を受け、UNCITRALにおける対応の必要性を訴え、紛争解決に関する動向の実態調査、分析等を内容とするプロジェクトの立ち上げを提案し、こちらも2021年12月の国連総会において全会一致で採択されました。我が国が自らの利益ではなく国際社会全体の利益を求める姿勢で国連を含む国際機関で実績を重ねることは我が国の国際社会における信頼の一層の向上につながります。

今後とも、法務省は、関係府省庁と緊密な連携を図り、自由かつ公正な国際商取引分野のルール作りなどに積極的に貢献していきます。

法務省職員の海外での活躍

法務省では、法の支配等の基本的価値の国際社会全体への浸透や法の支配に基づく国際秩序の構築への貢献、そして、我が国をめぐる国際的な法的紛争への的確な対応といった課題に対処するため、職員の海外派遣に積極的に取り組んでいます。

具体的には、在外公館や国際機関の職員としての派遣のほか、法制度整備支援を担うJICAの長期派遣専門家としての派遣も行っており、現在、アジア、北米及び欧州を中心に合計90名以上が赴任しています。

また、法務省では、国際的な諸課題に対応できる職員の裾野を広げるべく、高度な語学能力に裏打ちされた、国際情勢を踏まえたバランス感覚と法的思考能力とを併せ持つ人材を広く育成しているところです。

今後も引き続き、法務・司法分野において国際的に活躍できる人材を育成するとともに、国際分野における我が国に対するニーズや活動領域等を踏まえた職員派遣を進めていきます。



PICK UP!

訟務



Q 訟務局は、どのようなことをしているのですか？

A 国を当事者（原告・被告）とする訴訟について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動（訟務）を行っています。

また、紛争を未然に防ぐための予防司法支援、国益に関わる国際訴訟等への支援を行っています。



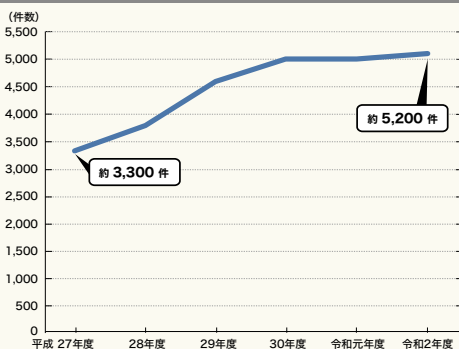
訴訟追行

国を当事者とする訴訟には、国に対して損害賠償を求める国家賠償訴訟や行政処分の取消しなどを求める行政訴訟などがあります。

これらの訴訟の中でも、その結果次第で国の政治、行政、経済等に重大な影響を及ぼすような「重要大型事件」の割合が増加し、近年も高水準で推移しています。

法務省は、司法の一翼を担う者として、これらの訴訟について国の立場から統一かつ適正な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な紛争解決の実現に寄与しています。これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、ひいては「法律による行政の原理」が確保されることが期待されます。

重要大型事件の係属件数の推移



予防司法支援制度

訟務局では、政府部内の法律専門家として、各行政機関が抱える法律問題について、各行政機関からの照会に応じて、これまでの訴訟対応等によって得た知見を提供するなどして法的な助言を行う「予防司法支援制度」を実施しています。

これは、訟務局が、行政機関が行おうとする施策や処分等が適正かどうかを事前に法的観点からチェックすることで、国の施策や処分等によって、国民の生命・身体・財産等が侵害されたり、裁判等の法的紛争に巻き込まれたりすることを未然に防ぐなど、「法律による行政」を実現し、国民の権利・利益の保護に寄与することを目的としています。

国際訟務

政治、経済を始め様々な分野でグローバル化が進展する中、我が国が他国の裁判所や国際機関における法的紛争の当事者となることも多くなると予想されます。訟務局では、これまで国内訴訟の場において長年にわたって培ってきた主張立証等の知見・ノウハウを活用して、外務省を始めとする関係府省庁等と連携し、そうした法的紛争を避け、あるいは法的紛争に適切に対応するための支援を行っています。（関連記載 p.47 国際的な法的紛争解決に関する取組強化）



訟務局では、法務省ホームページ上において、国に関する訴訟の情報を掲載しており、係属中の主な訴訟の概要や主な判決等を公開しています。

係属中の主な訴訟の概要

https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html



主な判決一覧

https://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html



訟務重要判例集データベース

訟務月報（法務省訟務局が作成している判例情報誌）に掲載されている裁判例を検索・閲覧できるシステム

https://www.shoumudatabase.moj.go.jp/search/html/shoumu/general/menu_general.html



資格試験

● 司法試験

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識とその応用能力の有無を判定する国家試験であり、平成18年から、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われる新しい司法試験に生まれ変わりました。

司法試験は、法科大学院の修了者と司法試験予備試験の合格者が受験することができますが、受験期間に制限があり、それぞれの受験資格を得た日後の最初の4月1日から5年が経過するまでの期間、受験することができます。

試験は短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記の方法によって行われ、受験者全員が同時期に両方の試験を受験することとなります。

合格後は最高裁判所の司法研修所における修習の後、裁判官、検察官、弁護士として法曹の各分野で活躍することとなります(修習についての詳細は、最高裁判所人事局任用課にお問い合わせください。)

■ 司法試験の結果

	受験者数	合格者数	合格者平均年齢	対受験者合格率
平成29年	5,967	1,543(315)	28.8	25.86%
平成30年	5,238	1,525(375)	28.8	29.11%
令和元年	4,466	1,502(366)	28.9	33.63%
令和2年	3,703	1,450(367)	28.4	39.16%
令和3年	3,424	1,421(395)	28.3	41.50%

注) ()内は、女性合格者を示す内数である。

● 司法試験予備試験

司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式(択一式を含む。)及び論文式による筆記並びに口述の方法により行われます。受験資格等の制限はありません。

■ 司法試験予備試験の結果

	受験者数	合格者数
平成29年	10,743	444(81)
平成30年	11,136	433(81)
令和元年	11,780	476(85)
令和2年	10,608	442(75)
令和3年	11,717	467(102)

注) ()内は、女性合格者を示す内数である。

▶ 司法試験と司法試験予備試験についての問合せ先：司法試験委員会

住所：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内 電話：03-3580-4111(代表)

● 司法書士試験、土地家屋調査士試験

司法書士は、登記・供託などの手続についての代理業務などを行うほか、法務大臣の認定を受けることにより、簡易裁判所における訴訟代理業務等を行うことができます。また、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記について必要な土地・建物に関する調査、測量、申請手続などの業務を行います。

司法書士試験・土地家屋調査士試験は、それぞれ、司法書

士・土地家屋調査士になろうとする者に必要な能力の有無を判定する国家試験で、法務大臣が行います。いずれも、筆記試験と口述試験に分かれており、筆記試験に合格すると口述試験に進み、口述試験に合格すると最終合格ということになります。最終合格者は、登録手続、入会手続を行って、直ちに業務を行うことができます。

■ 司法書士試験の結果

	司法書士試験出願者数【民事局】	合格者数
平成29年	18,831	629
平成30年	17,668	621
令和元年	16,811	601
令和2年	14,431	595
令和3年	14,988	613

■ 土地家屋調査士試験の結果

	土地家屋調査士試験出願者数	合格者数
平成29年	5,837	400
平成30年	5,411	418
令和元年	5,270	406
令和2年	4,646	392
令和3年	4,733	404

採用試験

法務省では、国家公務員総合職試験、一般職試験、法務省専門職員（人間科学）採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験の合格者の中から職員を採用しています。

●総合職試験（院卒者試験、大卒程度試験）

▶問合せ先：法務省大臣官房人事課

行政、法務、政治・国際、法律、経済、工学、教養区分からの採用者は、主に本省各局部課に配属され、施策の企画及び立案等に携わります。

人間科学区分からの採用者は、主に地方機関に配属され、その専門知識を生かして業務を遂行します。

●一般職試験（大卒程度試験、高卒者試験）

▶問合せ先：【建築、電気、機械】大臣官房施設課庶務係 【行政区分】採用を予定している各地方機関

大臣官房施設課採用（建築、電気、機械）を除き、主に行政区分の合格者から、原則として本省以外の各地方機関に採用されます。

●法務省専門職員（人間科学）採用試験

矯正心理専門職区分

▶問合せ先：各矯正管区職員課

矯正心理専門職は、少年鑑別所や刑事施設、少年院等に勤務し、心理学の専門的な知識・技術等を生かし、専門職員（法務技官（心理））として、非行のあった少年等について、面接や心理検査等を通じてその原因を分析し、処遇指針を提示するほか、刑事施設や少年院の処遇プログラムの実施などに携わっています。

法務教官区分

▶問合せ先：各矯正管区職員課

法務教官は、主に少年院や少年鑑別所に勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、円滑な社会復帰を図るため、生活指導、教科指導といった専門的な教育（矯正教育）や観護処遇等を行っているほか、刑務所において就労支援指導や教科指導等に携わっています。

●刑務官採用試験

▶問合せ先：各矯正管区職員課

刑務官は、原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務します。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘置所では、主として勾留中の被疑者、被告人を収容し、これらの者の逃走や証拠の隠滅を防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。



保護観察官区分

▶問合せ先：各地方更生保護委員会事務局総務課

保護観察官は、保護観察所や地方更生保護委員会に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の専門的な知識に基づき、犯罪をした人や非行のある少年に対する面接や専門的な処遇プログラム実施等の指導、就労支援等の援助を行うなどして、社会内における再犯防止と社会復帰支援を担っています。

●入国警備官採用試験

▶問合せ先：各地方出入国在留管理局総務課

（東京出入国在留管理局は職員課）

各入国者収容所入国管理センター総務課

入国警備官は、地方出入国在留管理局・同支局・同出張所又は入国者収容所に配置され、不法入国者、不法残留者などの摘発や違反事件の調査、被収容者の処遇、送還などに関する業務に従事します。



法務省は、皆さんの暮らしとつながって

家族・財産

- ・マイホーム購入→登記制度
- ・相続登記……p.24
- ・結婚→民法・戸籍……p.26
- ・出産→民法・戸籍……p.26
- ・遺言書保管
(自筆証書遺言書)……p.27

会社

- ・会社設立
→商業・法人登記……p.25
- ・外国人を雇用
→外国人の適正かつ円滑な受入れ
……p.17

法的トラブルでお困りの方

- ・法的トラブル→
- ・日本司法支援センター(法テラス)……p.32



人権相談・法教育

- ・ルールづくり, 契約, 紛争解決について学ぶ
→法教育の充実・発展……p.22
- ・子どもの人権SOSミニレター,
みんなの人権110番
……p.29
- ・法務少年支援センター
……p.40



CHECK!

制度が変わります!



●成年年齢が18歳に引き下げられました。

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

- 成年年齢の引下げによって、18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに、様々な契約をすることができるようになりました。
- 例えば、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りるといったことができるようになりました。
- 他方で、飲酒や、喫煙をすることができる年齢、競馬や競輪の投票券を購入することができる年齢など、20歳という年齢要件が維持されたものもあります。

詳しくは、マンガやクイズで楽しく学べるウェブサイト → 「大人への道しるべ」を御覧ください。



います。

暮らしの中の様々な出来事が、法務省につながってるんだよ！



裁判員制度広報キャラクター
サイバシシコ

社会が「安全・安心」であることが皆さんの暮らしの「土台」です！



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのボゴちゃん・サラちゃん

外国人の方・出入国手続

- ・海外旅行
→円滑かつ厳格な出入国審査……p.17
- ・共生社会の実現に向けた取組
……p.19

安全・安心

- ・再犯防止対策……p.11
- ・民間ボランティア
(保護司・協力雇用主等)……p.37
- ・矯正施設における処遇等……p.40

皆さんの暮らし

国民生活の基盤となる法令の整備(時代に即した民事法・刑事法の改正)

安全・安心な社会(再犯防止対策、厳格かつ円滑な出入国在留管理、犯罪被害者の保護、支援等、児童虐待防止対策)

●所有者不明土地をなくすための新しい制度が、令和5年以降、順次施行されます。

- 所有者がすぐ分かる
相続等に伴う登記の申請が義務化され、登記簿で所有者を調べやすくなります。
- もっと土地が使える
共有や財産管理のルールが改正され、所有者不明土地も利用しやすくなります。
- いらぬ土地を手放せる
不要な土地を国が引き取ることで、所有者不明土地を発生させないようにします。



詳しくはこちら→

●令和2年4月から民事執行のルールが新しくなりました。

この民事執行法改正は、債務者の財産状況の調査に関する実効性の向上を図ることを目的とするものです。

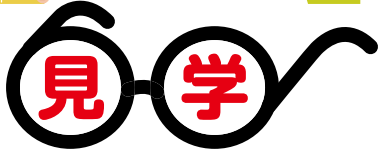
- 訴訟で勝った場合等に相手から強制的にお金を回収するには相手の財産を特定して強制執行をする必要があります。
- 民事執行法が改正され、令和2年4月から、相手の財産をより特定しやすくなりました。
 - ・相手を裁判所に呼び出して財産を明らかにさせる手続(財産開示手続)が強化されました(罰則の強化等)。
 - ・裁判所の手続で、相手の財産のうち①預貯金等については金融機関から、②不動産については登記所から、③勤務先については市町村等から情報を得られるようになりました(※)。

(※)令和3年5月1日から、②を含むすべての手続を利用することができるようになりました。



詳しくはこちら→

法務省を \ もっと / 身近に!



法務史料展示室・
メッセージギャラリー



法務史料展示室

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、明治の雰囲気をも今に伝える法務省赤れんが棟の中の復原室（旧司法大臣官舎大食堂）とそれに続くれんが壁の残る部屋などからなり、ここでは「司法の近代化」と「建築の近代化」に関する史料、現在の司法制度に関する広報・啓発に関する資料を展示しています。

司法の近代化

我が国が明治の初めから近代国家への脱皮を急務とする中で、最も急がれた司法の組織に関する立法や刑事法など明治前期の基本法典の編さん事業における司法省の活動と、いわゆるお雇い外国人の貢献に関する史料を紹介し、併せて、明治の著名な事件史料、法務行政の歴史資料などを展示しています。

建築の近代化

明治政府によって策定された官庁集中計画の一環として建てられた建物のうち残存する唯一のものであり、我が国の建築の近代化を象徴する文化遺産となっている赤れんが棟の創設に関する史料、赤れんが棟に使われた建築技術の史料、赤れんが棟の改修・復原事業に関する史料などを展示しています。



旧司法大臣官舎大食堂



フランス人法律家ポアソナードと
旧日本刑法草案



赤れんが棟の誕生と建築技術



ドイツ人建築家
左) ベックマン
右) エンデ

裁判員制度や法テラスの関連資料も展示

国民の皆様に司法制度、法務行政等への理解を深めていただくため、重要な広報テーマについての展示を行っており、現在、裁判員制度や日本司法支援センター（法テラス）に関する資料などを展示しています。

ACTION!



■法務史料展示室（赤れんが棟3階）

直通電話番号：03-3592-7911

Eメール：renga1@i.moj.go.jp



■法務省ホームページ 「法務史料展示室・ メッセージギャラリー」

https://www.moj.go.jp/housei/tosho-tenji/housei06_00004.html



所在地	東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省赤れんが棟3階
交通のご案内	裏表紙アクセス参照
公開日	月曜日から金曜日まで (土曜日、日曜日、祝日等はお休み/入場無料)
公開時間	午前10時から午後6時まで (入室は午後5時30分まで)
予約のご案内	10人以上の団体で見学を希望される場合は、電話・インターネット等で予約をしてください。予約は3か月前から受け付けています。

見学 法務省へ行ってみよう!

学校の学習活動で見学してみよう



法務省では、法務省の役割について理解を深めてもらうために、児童・生徒の皆さんからの御希望により法務省の見学を受け付けています。法務省の見学では、職員による法務省の仕事の説明や質疑応答、赤れんが棟の法務史料展示室・メッセージギャラリーの見学などを行っています。



記念撮影の様子



赤れんが棟と中央合同庁舎第6号館A棟

法務省の見学やイベントに関する問合せ先



■法務省大臣官房秘書課広報室

TEL：03-3580-4111

イベントの最新情報は
法務省のホームページで
ご確認ください。



法務省
ホームページ



法務省を見学してみよう!
「きつずる一む」





法務省の 主な週間・月間行事

人権擁護委員制度
周知ポスター



人権擁護委員の日 (6月1日)

人権擁護委員法が施行された日(昭和24年6月1日)を記念して、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。毎年6月1日前後には「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設や人権啓発活動を行うなどして、全国的な活動を展開しています。

こども霞が関見学デー(8月3日・4日)

法務省の業務への理解を深めてもらうことを目的として、夏休み期間中に小・中学生向けのイベントを開催しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、全てのイベントをオンラインで開催しました。法務省ホームページにおいて特設ページを開設し、動画やクイズ、ペーパークラフトなど様々なコンテンツを掲載しました。



こども かすみがせき けんがくデー



特設ページのトップ画像



公安調査庁〇×クイズ



動画のラインナップ

憲法週間(5月1日～7日)

5月3日の憲法記念日を中心に1日から7日までの1週間を「憲法週間」として、憲法の精神や司法機能などの普及徹底を図るための行事を全国各地で行っています。

【法務省, 最高裁判所,
日本弁護士連合会 共催】

6月

●憲法週間

7月

●再犯防止啓発月間
●“社会を明るくする運動”
強調月間

8月

●こども
霞が関見学デー
●全国一斉
「子どもの人権110番」
強化週間

9月

4月



令和3年度啓発ポスター

再犯防止啓発月間(7月)

「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条に基づき、7月を再犯防止啓発月間として、広く国民の皆様様に再犯の防止等についての関心と理解を深めていただけるよう広報活動を行っています。

“社会を明るくする運動” 強調月間(7月)

～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～
“社会を明るくする運動”とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。毎年7月の強調月間を中心に、全国各地で地域に根ざした様々な活動が展開され、更生保護への理解と協力を呼び掛けています。

法の日週間(10月1日～7日)・法の日フェスタ(10月第一土曜日)

「法の日」とは、陪審法の施行日(昭和3年10月1日)を記念した「司法記念日」に由来し、同35年6月24日、閣議了解により毎年10月1日を「法の日」と定めたものです。10月1日から7日までを「法の日」週間として、法を尊重し、法によって国民の基本的人権を尊重し、社会秩序を確立する精神の高揚を図るため、講演会、無料相談会などの行事を全国各地で行っています。また、法務省では、10月の第一土曜日に、「法の日」に合わせて、国民の皆さんに法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう「法の日フェスタ」を開催し、法務省を開放して様々なプログラムを実施しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により「法の日フェスタ」は中止となりましたが、法務省ホームページにおいて特設ページを開設し、動画の掲載やオンラインでのライブイベントなどを行いました。



ライブイベント
「矯正職員オンライン
採用説明会」



掲載動画
「少年院バーチャル見学ツアー」



特設ページ

10月

- 法の日(法の日フェスタ)
- 公証週間
- 「全国一斉！法務局休日相談所」の開設

11月

- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

12月

- 人権週間
- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

1月

2月

3月



人権週間ポスター

公証週間(10月1日～7日)

10月1日から7日までの1週間を「公証週間」として、公証制度の普及を図るため、新聞やテレビなどのマス・メディアによる広報、ポスターの掲示やリーフレットの配布、講演会・相談会の開催など、幅広い広報活動を全国各地で行っています。

【日本公証人連合会 主催、法務省 後援】

人権週間(12月4日～10日)

国連は、昭和23年(1948年)の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年(1950年)の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展を更に推進するよう呼び掛けています。我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

【法務省・全国人権擁護委員連合会 主催】



中央行事 第71回「社会を明るくする運動」キックオフイベント



人権週間行事の様子

法務省をもっと身近に！

くらしの中の法務省

わたし くしゃかい
私たちが暮らす社会には、みんなが



しゅつにゅう こく しん さ 出入国審査

にほんじん がいこくじん しゅつにゅう き こく さい
日本人や外国人が出入(帰)国する際に
もんだい しん さ しごと
問題がないか審査しています。【お仕事ガイド⑩】



ほう きょう いく 法教育

ほう ひつよう し
法がなぜ必要なのかを知って
じゅぎょう どうが つく
授業をしたり、動画を作ったりし



じん けん まも かつどう 人権を守る活動

じんけん たいせつ し かつどう
人権の大切さを知ってもらうための活動をしたり
さべつ ぎゃくたい もんだい そうだん う
差別や虐待、いじめ問題の相談を受けたりしています。
しごと
【お仕事ガイド⑤】



さい はん ぼう し 再犯防止

はんざい ひこう ひと にど はんざい
犯罪や非行をした人が二度と犯罪や
た なお けいむしょ しょうねんいん き
立ち直るために、刑務所や少年院で教
てだす こうふく き
手助けをしたりしています。「幸福の黄
はんざい こうふく あか しゃかい ねが
犯罪のない幸福で明るい社会を願う



あんしん く ほむしょう しごと
安心して暮らせるように、さまざまな法務省の仕事があるよ。



もらうために、
しています。【お仕事ガイド⑦】



事件の捜査・裁判

検察官が事件を捜査し、犯人を起訴する(裁判にかける)か、
不起訴にする(裁判にかけない)かを決めます。また、裁判に立ち会い、
犯人が罪を犯したことを明らかにします。【お仕事ガイド②】



ひこう
非行をせずに
ういく しゃかい なか
教育をしたり、社会の中で
いろ はね
色い羽根」は、
しごと
シンボルです。【お仕事ガイド③④】



権利と財産を守る仕事

みんなの権利と財産を守るために、法務局では土地や建物、会社のことを
し どうきせいど かん しごと
知るための登記制度に関する仕事をしています。また、けいやく かぞく
契約や家族といった
みちか
身近なくらしのルールに関するさまざまな仕事をしています。【お仕事ガイド①】

Kids Room

きつずる一む

くらしの中の法務省と、合わせて使うとよくわかるよ！

法務省のお仕事ガイド

“きつずる一む”の
キャラクター
「れんが博士」



1 民事局

登記、戸籍、国籍、供託、遺言書保管、公証等に関する事務、法務局・地方支庁の管理運営のほか、民法、商法、民事訴訟法などの民事基本法に関する法令案の作成などの仕事をしています。

2 刑事局

罪を犯した人を処罰するための法律案の企画・作成や、犯罪を捜査するために外国に協力を求めたり、外国からの協力の求めに応じたりするほか、検察庁の活動を助けるさまざまな仕事をしています。

3 矯正局

刑務所や少年院などの矯正施設の保安警備、作業、分類、鑑別、教育、医療、衛生など被収容者に対する処遇が適正に行われるように指導、監督したり、新しい処遇方法について調査研究等の仕事をしています。

4 保護局

罪を犯した人や非行をした少年が、再び犯罪や非行に走らずに、地域社会で立ち直ることを支援するため、民間の方々と協力して、生活の指導や援助をしています。また、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動のほか、刑務所や少年院からの仮釈放等に関する仕事をしています。

5 人権擁護局

差別、虐待、いじめ、プライバシー侵害など人権に関するさまざまな問題に対して、人権擁護委員と協力して、人権相談、人権侵犯事件の調査や被害者の救済、人権啓発などの活動を行っています。

6 訟務局

国が原告や被告となる訴訟について、国の立場から裁判所に申立てをしたり、主張・立証をしたりするなど、「国の弁護士」としての仕事をしています。

法務省はさまざまな仕事をしていますよ！



7 司法法制部

裁判所の仕組み、裁判所を利用しやすくするための方策、裁判以外でもめごとを解決する方法、弁護士制度、法律家の養成などの司法制度全般に関する様々な仕事をしています。また、みなさんに法や司法の大切さを実感し、理解していただくために、法教育の充実・発展に取り組んでいます。

8 法務総合研究所

犯罪に関する調査研究の結果を「犯罪白書」という本にまとめたり、法務省の職員に対する研修をしています。また、法律が十分に整っていない国の法律を作るお手伝いをしたり、国連と協力して、犯罪を防ぐための国際研修をしています。

9 検察庁

警察などと協力して犯罪の捜査をし、罪を犯した人を裁判所に起訴するかしないかを決め、起訴した場合は、裁判所で罪を犯した人の適切な処罰を求める仕事などを行っています。

10 出入国在留管理庁

日本人や外国人が出入(帰)国する際の審査や、日本に滞在する外国人に関する手続、不法滞在の外国人を国外退去させる仕事のほか、外国人との共生のために必要な施策を関係する省庁と協力して行っています。また、自国において迫害を受けることを恐れて、外国人が日本に保護を求める際の難民認定手続の仕事もしています。

11 公安審査委員会

国や国民の安全を暴力で破壊する団体に対する公安調査庁長官からの規制処分の請求について、中立的立場で適正な審査・決定を行うなどの仕事をしています。

12 公安調査庁

テロ組織など、暴力で自分たちの主張を押し通そうとする団体などから、国と国民の安全を守る仕事をしています。例えば、過去に多くの人々を無差別に殺害したオウム真理教の後継団体に対し、二度と同じことを起こさせないよう調査しています。



“きっずる一む”のキャラクター「赤レンガくん」

このページでは、小・中学生のみなさんへ向けて、法務省のことをわかりやすく説明していきます。法務省のホームページ内にある『きっずる一む』と合わせて読むと、法務省について、より深く知ることができます。

法はなんのためにあるの？

法は私たちがしあわせにしてくれるものです。

法は、もともと私たち一人ひとりが、お互いの個性を認めあい、協力しあいながら生きていくためのルールです。

私たちの権利を守り、私たちが守らなければならないことを明らかにすることによって、誰もが自由に活動することができ、生活をより豊かにするのが、法なのです。

法務省ってどんなところ？

法務省は、安全で明るい社会をつくるために必要な仕事をしています。

例えば、みなさんが安心して暮らせるように基本的なルールを作ったり、罪を犯した人が二度と悪いことをしないように刑務所や少年院で教育したり、社会生活をしながら立ち直す手助けをしています。また、いじめなどの人権侵害があったとき、再びいじめが起きないように調査したり、日本人や外国人が出入（帰）国するときに審査するなど、そのほかにも住みよい社会をつくるためにいろいろな仕事をしています。

きっずる一むってなに？

小・中学生のみなさん向けに、法務省を紹介しているホームページです。『法務省ってどんなところ？』や、『写真で見る法務省！』では、図や写真付きで法務省の仕事について詳しく説明しています。法務省について理解できたら、『法務省クイズ』にもチャレンジしてみましょう！いじめなどの悩みごとが相談できる、こどものための人権相談受付窓口もあります。

クイズ形式でわかりやすく説明しておるのじゃ！



きっずる一む

検索

<https://www.moj.go.jp/KIDS/index.html>



法務省には、法務局や検察庁、保護観察所などの全国にある法務省の機関の特徴や所在地の地域性を生かした個性的なキャラクターたちがたくさんいるんです。ここでは新しく法務省のなかまになったキャラクターたちを紹介します。



法務省大臣官房施設課公認キャラクター「シセツカメ」



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



オンラインによる在留手続のPRキャラクター「らっすび」



中央合同庁舎第6号館

法務省庁舎の歩み

法務省のある中央合同庁舎第6号館A棟は、地上21階地下4階からなる建物で、建物内は、機能的に北側の「法務ゾーン」と南側の「検察ゾーン」に二分されています。また、外壁には、赤れんが棟の色と調和する風格のある赤みを帯びたカナダ産御影石が使用されています。

この建物は、平成2年6月30日に新庁舎として完成しましたが、その際、法務省旧本館（現在の中央合同庁舎6号館赤れんが棟）の保存改修が検討されたところ、「明治の官庁集中計画の唯一の生き残った歴史的建築物として、霞が関地区の景観に欠かすことのできない建築」として位置付けられ、保存・活用されることとなり、外観については、創建当時の姿に復原されることとなりました。

保存改修工事が行われた赤れんが棟は、ドイツ人建築家ベックマンとエンデ両氏の設計にかかるもので、7年余りの歳月を費やして明治28年12月、司法省として竣工されたものです。その後、昭和20年3月、戦災のためれんが壁を残し屋根、床などを焼失したため、昭和23年から同25年にかけて復旧工事を行い、屋根などの形状や材質が一部変更されていましたが、今回の改修工事では明治28年の創建当時の姿に復原され、平成6年12月27日には国の重要文化財に指定（外観のみ）されました。

アクセス

- JR
山手線・京浜東北線…………… 有楽町駅 下車10分
- 地下鉄
東京メトロ有楽町線…………… 桜田門駅 下車 1分
東京メトロ丸ノ内線・日比谷線…………… 霞ヶ関駅 下車 3分
東京メトロ千代田線…………… 霞ヶ関駅 下車 5分
都営三田線…………… 日比谷駅 下車 6分



赤れんが棟
(法務省 旧本館)



法務省 [2022年版]

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話 03-3580-4111(代)
FAX 03-3592-7393

ホームページ <https://www.moj.go.jp/index.html>
twitterアカウント @MOJ_HOUMU
YouTube 法務省公式チャンネル MOJ Channel

編集/法務省大臣官房秘書課広報室



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。